

参 考 資 料

用語説明（50音順）	P178
「人権に関する県民意識調査」結果（一部抜粋） ...	P201
人権関係年表	P210
世界人権宣言	P233
日本国憲法（抄）	P238
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	P241
高知県人権尊重の社会づくり条例	P242
高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則	P244
高知県人権施策推進委員会設置要綱	P246
人権カレンダー.....	P249
人権に関する相談窓口一覧表	P269

用語解説（50音順）

【ア行】

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）：P 77 ※100

昭和40（1965）年12月21日、国連採択。日本は平成7（1995）年12月に批准、翌平成8（1996）年1月14日に発効。この条約でいう「人種差別」とは、人種・皮膚の色・世系（descent。出生によって決定される社会的地位や身分）・民族的または種族的出身（origin）に基づく区別や除外、制約や優先であって、政治・経済・社会・文化その他の公的な生活の分野で、人権と基本的自由の平等の立場での承認や享有や行使を無効にしたり害する目的や効果を持つものを意味しています。

この条約の履行を確保するため、締約国は種々の国内措置をとっており、また「人種差別撤廃委員会」という国際機関を設置しています。この委員会は、締約国の報告を審議し、異議申立てを受理するほか、一定の条件で、個人や団体の申立ても受理し、審理することができるようになっています。

「育児・介護休業法」：P 33 ※49

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4（1992）年「育児休業法」を施行し、平成7（1995）年同法全面施行。同法を大幅改正し、平成11（1999）年「育児・介護休業法」施行。労働者の仕事と育児や介護を両立できるよう支援するため、幾度か改正し、直近は、平成29（2017）年改正・施行。この法律は、育児休業・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度等の措置、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための法定時間外労働及び深夜業の制限等について定めています。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（国のいじめ防止基本方針）：P 36 ※55

平成25（2013）年10月策定、平成29（2017）年3月改定。いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めています。

「いじめ防止対策推進法」：P 36 ※54

平成25（2013）年6月公布・同年9月施行。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

「インクルーシブ教育システム」：P 62 ※90

「障害者の権利に関する条約」（平成 18（2006）年、国連採択）第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると述べられています。

「インフォームド・コンセント」：P 16 ※29

説明と同意のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療に必要な費用について、十分かつ、わかりやすく説明する義務があるといわれています。また、その時、患者は自分の身体の中かでどのようなことが起こっているのか知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問を解消し納得したうえで治療を受けることに同意することを併せていいます。

「エイズ予防法」：P 66 ※G

正式名称は「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」。平成元（1989）年 1 月公布・同年 2 月施行。後天性免疫不全症候群（エイズ）の予防及び後天性免疫不全症候群患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、後天性免疫不全症候群が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。なお、この法律は、平成 11（1999）年に廃止されています。

「H I V」：P 66 ※94

H I V（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）。エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、非常に感染力の弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体のなかで増えると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

「N G O（Nongovernmental Organization）」：P 8 ※E

「非政府組織」のことであり、国連活動などで民間団体を強調するために使われてきた言い方で、N P O と同様に「非営利」であることが条件となります。なお、営利を目的としないことを強調するか、政府でないことを強調するかの違いはありますが、非営利であり、非政府であるという点では同じものを指しているといえます。

「N P O（Nonprofit Organization）」：P 8 ※D

直訳すると「非営利組織（団体）」になりますが、一般的には、「一定の組織を持ち、収益事業を行っても利益配分をせずに目標達成のために再投資する『民間団体（非営利）』であり、行政のコントロールを受けず自発性と独立性がある」といった特徴を持った組織の略称です。

「LGBT (エルジービーティ)」: P5 ※22

「L」は女性の同性愛者 (Lesbian レズビアン)、「G」は男性の同性愛者 (Gay ゲイ)、「B」は両性愛者 (Bisexual バイセクシュアル)、「T」はこころの性とからだの性の不一致 (Transgender トランスジェンダー)。

「OJT (On the Job Training)」: P42 ※64

実際に仕事を担当させながら、やさしい仕事からより難しい仕事へと段階を踏んで経験させることにより育成する方法で、実際に業務を行っている姿を見て教育成果を確認することができます。

これに対して、「Off-JT (OFF the Job Training)」は、ワークショップなど、実際の仕事とは離れた集合教育等のことで、職場では 経験や指導ができない業務を新たに習得させることをいいます。

【力行】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」: P66 ※96

平成 10 (1998) 年公布・平成 11 (1999) 年施行。従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」の 3 つの法律を統合し制定。この法律の前文では、「エイズ等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と明記し、患者等の人権尊重に配慮した内容になっています。

なお、同法は数回の改正を行っており、平成 19 (2007) 年 4 月改正では、「結核予防法」の統合や、人権尊重や最小限度の措置の原則を明記しています。

「企業等」: P8 ※23

この基本方針で示す企業等とは、民間企業や事業所、協同組合、NPO、NGO、その他の法人や民間の団体等、あらゆる組織をさしています。

「県策定の防災・災害対策関連の条例など」: P99 ※112

「高知県地域防災計画」の「一般対策編」は及び「地震及び津波災害対策編」は平成 26 (2014) 年に、「火災及び事故災害対策編」は平成 24 (2012) 年に修正。

「高知県南海地震対策行動計画」は、平成 21 (2009) 年 4 月策定。平成 25 (2013) 年 6 月に第 2 期計画を策定し、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」に名称を変更しました。その後、第 2 期の取組で出てきた課題を克服するため第 3 期計画 (平成 28 (2016) 年度から平成 30 (2018) 年度まで) を策定し、さらに、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震での知見も反映させる見直しを行いました。

「第 2 期 日本一の健康長寿県構想」(平成 24 (2012) 年 2 月策定) では、「南海トラフ地震対策の加速化・強化の取り組み」についても掲げています。

なお、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」(平成 20 (2008) 年 3 月策定) については、平成 26 (2014) 年 3 月の改正で「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に名称を変更しています。

「(公財) 高知県国際交流協会」：P 78 ※101

文化・情報・産業など各分野における地域の国際化を目的に、平成2（1990）年11月に設立。民間国際交流団体の中核的役割を担い、様々な国際交流の講座やイベント等の開催により、県民の国際感覚を養うとともに、外国人への差別の解消に向けた啓発を行っています。

事務所：高知市本町 4-1-37 （電話）088-875-0022

「(公財) 高知県人権啓発センター」：P 14 ※28

あらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修等への講師派遣などを実施しています。

なお、現在、高知県立人権啓発センターの指定管理者となっています。

「高知家の子どもの貧困対策推進計画～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～」

: P 37 ※61

平成28（2016）年3月策定。平成29（2017）年3月、平成30（2018）年3月変更。厳しい環境にある子どもたちの現状を検証・分析することを通じて、早急に解決すべき課題などを洗い出し、課題の解決に向けて必要となる支援策や、成果目標などを取りまとめて示しています。

「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」：P 37 ※60

平成25（2013）年6月策定。少年非行の課題解決に向けて必要となる抜本的な対策や、今後の目指すべき姿などを取りまとめて示しています。

「高知県いじめ防止基本方針」：P 37 ※62

平成26年（2014）年3月「いじめ防止対策推進法」に基づき策定、平成29（2017）年10月改定。高知県におけるいじめの防止等（いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処など）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等の基本的な方向に関する事項や、県が実施する施策に関する事項などについて、県内の市町村や市町村（学校組合）立学校を含めた県全体としての方向性や基本的施策を示しています。

「高知県いじめ問題対策連絡協議会」：P 37 ※63

「いじめ防止対策推進法」第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、平成26（2014）年9月設置されました。委員は学校、高知県教育委員会及び市町村の教育委員会、児童相談所、高知地方務局、高知県警察本部、その他の関係機関及び団体に属する者並びに学識経験者からなります。

「高知県高齢者・障害者権利擁護センター」：P 48 ※72・・・「4 高齢者」の脚注

高齢者やその家族からの生活や健康・介護に関する身近な心配ごとや、法律に関する専門的な相談を受け付けています。また、市町村に対して行う権利擁護専門家チームの派遣調整や研修会の開催など権利擁護の取組を推進するための支援を行っています。

「高知県高齢者・障害者権利擁護センター」：P 60 ※89…「5 障害者」の脚注

障害者やその家族、市町村からの権利擁護に関する相談を受け付けています。また、使用者による障害者虐待についての通報・届出の受理を行うほか、市町村に対して行う権利擁護専門家チームの派遣調整や研修会などを行い、権利擁護推進のための支援を行っています。

「高知県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」：P 48 ※71

本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。3年毎に見直しを行っており、平成30（2018）年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業支援計画」を策定しています。

「高知県子ども条例」：P 36 ※57

平成16（2004）年制定時は「高知県こども条例」。平成24（2012）年12月改正・平成25（2013）年4月施行。この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的としています。

「高知県子どもの環境づくり推進計画」：P 37 ※59

平成19（2007）年策定・平成24（2012）年、第二期策定・平成25（2013）年、高知県子ども条例改正施行により、第三期策定。平成30（2018）年、第四期策定。条例の目的及び基本理念を実現するための推進計画であり、13のプランを示しています。

「高知県人権教育基本方針」：P 9 ※24

平成14（2002）年4月1日策定（高知県教育委員会）。あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む人権教育の基本方針を定めています。

「高知県人権教育推進プラン」：P 9 ※25

平成15（2003）年3月策定、平成28（2016）年3月改訂版策定（高知県教育委員会）。「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づいた県教育委員会としての人権教育の取組の方向を示しています。

なお、このプランでは、人権教育の4つの視点として、「人権が大切にされる社会をめざす」「すべての人が等しく学習機会を得る」「人権が大切にされた環境で学ぶ」「人権や人権課題について学ぶ」を示し、この視点を教育のあらゆる場で大切にしなければならないと示しています。

「高知県人権施策基本方針」：P 4 ※16

平成12（2000）年3月策定・平成26（2014）年3月第1次改定・平成31（2019）年3月第2次改

参考資料：用語解説（50音順）

定。人権施策の方向性や「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「H I V 感染者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」の11の人権課題の推進方針、具体的な取組の5か年計画等を定めています。

「高知県人権施策推進委員会」：P114 ※117

委員長を知事が務める委員会で、①高知県人権施策基本方針の推進に関すること。②人権侵害に関すること。③その他の人権施策の推進に関すること。の3つの事項を所掌しています。

「高知県人権尊重の社会づくり協議会」：P4 ※15

高知県人権尊重の社会づくり条例の第6条に基づき設置したもので、関係行政機関の職員や学識経験者で組織しており、その役割は次のとおり規定されています。

第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

「高知県人権尊重の社会づくり条例」：P4 ※13

平成10（1998）年3月30日公布・4月1日施行。この条例は第1条で、「人権尊重の社会づくりについて、県、市町村、県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

「高知県DV被害者支援計画」：P25 ※43

平成19（2007）年策定・平成24（2012）年「第2次高知県DV被害者支援計画」策定・平成29（2017）「第3次高知県DV被害者支援計画」策定。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画を定めています。

「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」：P58 ※87

平成9（1997）年3月25日公布・同年4月1日施行・平成11（1999）年12月27日改正・平成12（2000）年4月1日施行。この条例の目的については、同条例第1条に、「この条例は、ひとにやさしいまちづくりについて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、もってすべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。」と記されています。

「高知県立人権啓発センター」：P14 ※F

昭和 58（1983）年に開設されました。ホールや視聴覚室の貸出や、人権関係の図書・視聴覚教材の貸出・閲覧を行っています。高知市本町 4-1-37 （電話）088-821-4681

「高知県立ふくし交流プラザ」：P52 ※75

明るく豊かで活力のある長寿・福祉社会づくりを推進するための総合施設で、全階に視覚障害者誘導システムや障害者用トイレを設けるなど、障害のある人や高齢者に配慮した様々な工夫がされている施設です。高知県高知市朝倉 375-1 （総合案内）088-844-9007

「こうちこどもプラン（高知県次世代育成支援行動計画）」：P37 ※58

平成 17（2005）年、「前期計画」策定・平成 22（2010）年、「後期計画」策定。この計画は、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15（2003）年制定）に基づき、前期計画では、「次代を担う高知の子どもたちが健やかに育つための環境づくり」を、また、後期計画では、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度までの 5 年間を計画期間とし、「次代の親を育成するための若者の就職支援」や「児童虐待防止対策など要保護児童への対応」などを目指して取組を行ってきました。平成 27（2015）年に計画の改定を行い、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間を計画期間とした「高知家の少子化対策総合プラン（前期計画）」を策定し、誰もが希望の時期に次代を担う高知の子どもを産み育てやすい環境づくりを目指しています。

「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」：P26 ※46

男女が共に女性問題について認識を深め、その解決に向けた様々な活動を支援する総合的な機能を有する拠点施設です。平成 11（1999）年に「こうち女性総合センター『ソーレ』」として開館し、平成 16（2004）年に現在の名称に変更しています。高知市旭町 3 丁目 115 番地 （電話）088-873-9100

「こうち男女共同参画プラン」：P25 ※42

平成 13（2001）年度策定・平成 16（2004）年度改定・平成 23（2011）年度改定・平成 28（2016）年度改定。

「こうち被害者支援センター」：P84 ※105

犯罪や交通事故にあった方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。

平成 19（2007）年 4 月に被害者支援の拠点として設立され、同年 7 月に高知県より NPO 法人に認定されています。

なお、平成 24（2012）年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、平成 26 年には、高知県より認定 NPO 法人（寄附金税額控除対象法人）に認定されています。

（電話）088-854-7867

「高齢社会対策基本法」：P47 ※69

平成 7（1995）年 11 月公布・同年 12 月施行。この法律では、高齢者が様々な社会活動に参加する

機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であることを示しています。

「高齢社会対策大綱」：P47 ※70

政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定められるものです。平成8（1996）年7月に閣議決定されて以降、経済社会情勢の変化等を踏まえ、平成13（2001）年、平成24（2012）年、平成30（2018）年に見直しが行われています。平成30（2018）年1月に閣議決定された新たな「高齢社会対策大綱」では、「高齢者」の捉え方の意識改革、老後の安心を確保するための社会保障制度の確立、高齢者の意欲と能力の活用、地域力の強化と安定的な地域社会の実現、安全・安心な生活環境の実現、若年期から「人生90年時代」への備えと世代循環の実現の6つの基本的考え方を踏まえ、分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針が示されています。

「高齢者問題国際行動計画」：P47 ※68

昭和57（1982）年、国連採択。この計画は、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への関与と参加の問題に視点を移し、そのような視点からの政策の推進を求めたものです。

「合理的配慮」：P57 ※85

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。

「国連で採択された主な人権関係諸条約等」：P1 ※1

- 昭和40（1965）年 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
- 昭和41（1966）年 国際人権規約（社会権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）（自由権規約：市民的及び政治的権利に関する国際規約）
- 昭和54（1979）年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
- 平成元（1989）年 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- 平成18（2006）年 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

「子供の貧困対策に関する大綱」：P36 ※56

平成26（2014）年8月策定。貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指すこと、第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮すること、子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進すること、など10の基本方針に基づき、教育や生活、保護者に対する就労、経済的支援などを重点施策とし、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現を目指しています。

「個別施策層」：P67 ※97

感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいいます。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)

：P24 ※39

昭和 60 (1985) 年公布。この法律の前身は、昭和 47 (1972) 年の「勤労婦人福祉法」です。この法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないと定めています。

その後も改正が繰り返され、平成 19 (2007) 年 4 月 1 日に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男女双方に対する差別を禁止することと規定し、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日施行の新たな改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が加わりました。

【サ行】

「災害リスク軽減」：P98 ※111

災害が起こる前に、災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、又は最小限にすることを目的とした対策を講じることで

「ジェンダー gender」：P2 ※C

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」といいます。

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)：P91 ※109

個人の性的名誉や性的プライバシーを保護することを目的に制定されました。プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為について、罰則を設け禁止しています。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」：P2 ※B

人間、地球及び反映のための行動計画であり、「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界」を目指すべき世界像の一つとしています。

また、国際社会は、世界人権宣言や人権に関する国際文書、国際法の重要性を確認し、全ての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調しています。

「持続可能な開発目標SDGs（[エス・ディー・ジーズ] Sustainable Development Goals）」：P2※4

平成27（2015）年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」※Bに記載されている、2016年から2030年までの17の目標と169のターゲットで構成された国際目標です。17の目標には、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「ジェンダー平等を達成し、あらゆる女性及び女兒の能力強化を行う」などがあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）：P35※52

平成12（2000）年11月施行・平成16（2004）年10月改正・平成20（2008）年4月改正・平成29（2017）年4月改正。この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的として定められています。

「児童虐待防止推進月間」：P43※66

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、国はもちろん全国各地で集中的な広報・啓発活動を行っています。

また、児童虐待防止に関しては、子どもへの虐待のない社会の実現を目指す市民運動「オレンジリボン運動」も行われています。この運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）：P35※51

平成元（1989）年11月、国連採択・平成6（1994）年4月、日本批准。この条約は、18歳未満の全ての人の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、国連総会で採択されました。

特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく、独自の考えや主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。

なお、この条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、また、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないこと、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。

「児童の権利に関する宣言」（子どもの権利宣言）：P35※50

昭和34（1959）年11月、国連採択。国際的な子どもの人権保障宣言。前文で「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負っている」との基本的な課題を提示し、世界人権宣言（昭和23（1948）年）

やジュネーブ児童権利宣言(大正 13(1924)年)を受け継ぎ、これを発展・定着させる見地を表明しています。

「児童福祉週間」：P 43 ※65

期間は5月5日から5月11日まで。日本の児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるための週間として、厚生省（現厚生労働省）が昭和22（1947）年から実施しており、こどもの日（5月5日）を初日とした1週間となっています。なお、期間中は児童福祉にちなんだ行事が行われるほか、一部の子ども向け施設で子どもの入場料について無料、又は割引料金を適用するなどのイベントも実施されています。

「社会的障壁」：P 56 ※79

障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

「社会を明るくする運動」：P 112 ※116

この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26（1951）年に法務府（現法務省）は、「社会を明るくする運動」と名付け取り組むことにしました。なお、第60回（平成22（2010）年）からは、新名称「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が定められています。

「障害者基本計画」：P 56 ※84

「障害者基本法」に基づき策定が義務づけられているもので、「障害者対策に関する新長期行動計画」（平成5（1993）年度～平成14（2002）年度）が第1次障害者基本計画となり、第2次（平成15（2003）年度～平成24（2012）年度）、第3次（平成25（2013）年度～平成29（2017）年度）、第4次（平成30（2018）年度からの5年間）と策定されています。

「障害者基本法」：P 56 ※82

平成5（1993）年12月公布・施行。昭和45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が改正されたもので、特徴は、（1）従来からの対象だった身体障害者（内部障害者を含む）と知的障害者に精神障害者が加えられたこと。（2）法の基本理念と目的が、「障害者があらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものとし、「障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」と位置づけられたこと。（3）国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ、毎年その進行や成果を国会に報告することとしたことなどである。なお、その後、平成16（2004）年6月・平成23（2011）年8月、平成25（2013）年6月に改正されています。

「障害者週間」：P 62 ※91

期間は12月3日から12月9日まで。昭和57（1982）年に「障害者に関する世界行動計画」が国

参考資料：用語解説（50音順）

連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、昭和50（1975）年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、平成16（2004）年の「障害者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。

なお、県はこの「障害者週間」の期間中に県民の集いを開催し、各種イベント等を通じて障害のある人とない人の交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る取組として、「障害者週間の集い」を毎年、実施しています。

「障害者就業・生活支援センター」：P63 ※93

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。

「障害者職業センター」：P63 ※92

障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、公共職業安定所（ハローワーク）と連携をとりながら、就職のための相談から就職後の職業適応指導までの一連の業務を行います。

「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）：P56 ※81

平成18（2006）年12月、国連採択。平成26（2014）年1月、日本批准。この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として定められています。

「障害者の権利に関する宣言」：P56 ※80

昭和50（1975）年12月、国連採択。同決議には、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。…」と記されています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）：P3 ※9

平成25（2013）年6月公布・平成28（2016）年4月施行。この法律は、平成23（2011）年に改正された「障害者基本法」第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として定められています。

なお、この法律では、政府は、差別解消の推進に関する基本方針を策定すること、国・地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定すること（地方の策定は努力義務）、事業者は、事業分野別の指針（ガイドライン）を策定することなどが示されています。

「女子差別撤廃条約」：P24 ※37

正式な名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和54（1979）年12月18日、国連採択。昭和60（1985）年6月25日、日本批准。この条約は、女子に対するあらゆる差別

を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

「女性相談支援センター」：P 26 ※45

女性の抱える様々な問題について相談に応じる県の相談機関です。電話や来所での相談を受け、問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報の提供や助言を行います。DV被害者等、危険性のあるケースでは保護命令の申し立てを受け、手続きの支援を行い、必要に応じて一時的な保護や自立に向けた様々な支援も行っています。また、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も持っています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)：P 24 ※40

平成 27 (2015) 年 8 月公布。これまで女性の活躍推進に向けた取組は各事業主の自主性に委ねられていましたが、この法律では、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、女性の活躍状況の公表等を義務づけました。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」：P 3 ※7

平成 12 (2000) 年 12 月公布・施行。この法律では、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。と定義しています。

また、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないこと。さらに、政府は毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならないことを定めています。

「人権教育・啓発に関する基本計画」：P 3 ※8

平成 14 (2002) 年 3 月、閣議決定・平成 23 (2011) 年 4 月一部変更、閣議決定。この基本計画では、人権教育・啓発についての基本的な在り方や推進方策などについて定めています。

なお、各人権課題に対する取組としては、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「H I V感染者・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮当局による拉致問題等」をあげています。

「人権教育のための国連 10 年」：P 1 ※2

期間 平成 7 (1995) 年～平成 16 (2004) 年

国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らした人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化を構築し、全ての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としています。

参考資料：用語解説（50音順）

この国連の行動計画では、「人権教育」について、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画：P4 ※14

平成10（1998）年7月策定。この県行動計画の内容は、具体的な行動計画として、身近な課題への対応と人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育について明記しています。

身近な課題としては、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「H I V感染者等」「外国人」の7つをあげ、各課題について、「現状と課題」「人権尊重の取り組みや人権侵害」「今後の取り組み」について整理し、「今後の取り組み」では、「県の取り組み」「企業等に期待する取り組み」「県民に期待する取り組み」の具体を明記しています。

また、人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育では、公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員をあげ、人権教育の充実について示しています。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画：P2 ※6

平成7（1995）年12月15日 人権教育のための国連10年推進本部設置（本部長：内閣総理大臣）。
平成9（1997）年7月4日 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を公表。この行動計画では、学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「H I V感染者等」「刑を終えて出所した人」などを重要課題としています。

「人権教育のための世界計画」：P1 ※3

＜第1フェーズ行動計画 平成17（2005）年～平成21（2009）年＞

＜第2フェーズ行動計画 平成22（2010）年～平成26（2014）年＞

＜第3フェーズ行動計画 平成27（2015）年～平成31（2019）年＞

人権教育プログラムの実施を促進するため、第1・第2・第3と連続したフェーズからなる「行動計画」を示しています。なお、目的は以下のものとしています。

- (a) 人権文化の発展を促進する。
- (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
- (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通な集合的枠組を提供する。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。
- (f) 既存の人権教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させる。
- (g) 人権教育及び研修に関する国連宣言の実施を促進する。

また、第3フェーズ行動計画では、「人権教育」とは、人権という普遍的文化を構築するために行う、あらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組みと定義されています。

「人権週間」：P14 ※27

期間は12月4日から10日まで。国連で世界人権宣言が採択された12月10日（世界人権デー）を最終日とする1週間を期間と定め、関係機関や団体等と協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼び

かけています。

なお、県はこの「人権週間」の期間中に、広く県民の方々が参加できる「じんけんふれあいフェスタ」を毎年、開催しています。

「人権宣言に関する決議」：P 4 ※12

平成7（1995）年3月15日（高知県議会）。その内容は下記のとおりです。

1948年12月に採択された世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。

基本的人権に係るこの理念は、人類普遍の原理としていささかも軽視されることがあってはならない。しかしながら、我が国をはじめ世界的に様々な人権問題が現実存在する。

新しい世紀の到来を目前にした今日、我々は、これらの人権問題解決のため、すべての人々がそれぞれひとりの人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の地域社会の実現をめざして、決意を新たに、さらなる努力を期するものである。

以上、決議する。

「人権に関する県民意識調査」：P 19 ※35

平成29（2017）年の8月から9月に高知県文化生活スポーツ部人権課が実施した意識調査です。高知県内在住の18歳以上の県民（選挙人名簿登録者）3,000人を対象とし、1,604票の有効回答を得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。

なお、この意識調査の結果については、県文化生活スポーツ部人権課のホームページに掲載しています。

「人権文化」：P 1 ※A

「人権という普遍的な文化」と同義です。「人権教育のための国連10年」では、その基本理念として「人権という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重しあう暮らしのなかの一つの文化（人権文化）として、当たり前になっている社会の在り方をいいます。

「人権擁護委員」：P 17 ※30

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」（昭和24（1949）年5月制定・平成11（1999）年12月最終改正）に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職です。委員については、市町村の推薦により法務大臣が委嘱します。

なお、人権擁護委員は、法務大臣が定める各都道府県の区域ごとに「人権擁護委員協議会」を組織し、人権擁護委員の職に関する連絡・調整や資料及び情報収集、研究などを行います。

「人権擁護委員連合会」：P 17 ※31

「人権擁護委員法」第16条第2項により、人権擁護委員協議会（以下、協議会）が都道府県ごと

に組織するものです。この連合会は、協議会の任務に関する連絡及び調整などを行います。なお、各都道府県の連合会は、「全国人権擁護委員連合会」を組織しています。

「人権擁護施策推進法」：P 2 ※5

平成8（1996）年12月26日公布・平成9（1997）年3月25日施行。この法律では、目的について第1条で「この法律は、人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と示しています。

なお、この法律は、時限法であり、平成14（2002）年3月25日をもって失効しています。

「新子どもプラン」：P 35 ※53

平成14（2002）年度からの完全学校週5日制の実施にともない、平成11（1999）年度から平成13（2001）年度までの3年間に地域で子どもを育てる環境の整備を目指した「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」の実績を踏まえ、関係省庁の協力を得ながら、継続的に子どもたちの体験活動機会の充実などに資する施策を推進するために策定したプランです。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）：P 90 ※108

青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及などにより青少年が有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずることにより、青少年のインターネット利用における権利の擁護を目的に平成21（2009）年に施行されました。さらに、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化していることを受け、平成29（2017）年には、インターネット事業者等に、スマートフォンをはじめとする携帯電話端末等の契約者または使用者が青少年であるかどうかを確認し、契約者が青少年である場合は当該青少年に、使用者が青少年であり、かつ契約者がその青少年の保護者である場合は当該保護者に対して、青少年有害情報の閲覧の可能性があること、また、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等を説明する義務を課すこととしました。

「性的指向」：P 5 ※20

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）などを指します。

「性同一性障害者」：P 5 ※21

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（「性自認」（心の性））が一致しないため、社会生活に支障が生じる状態をいいます。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」：P104 ※115

平成15（2003）年7月公布。生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には他の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについて必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の診断が一致している者を「性同一性障害者」とし、そのうち、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいない等の要件を満たす者について、家庭裁判所がその者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができることとされました。

審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、他の性別に変わったものとみなすとともに、その効果は審判前に生じた身分関係、権利義務に影響を及ぼすことがないものとしています。また、審判を受けた者は、新戸籍を編製することを基本とし、戸籍の続柄の記載の変更手続きを行うこととしています。

「成年後見制度」：P52 ※77

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるにもかかわらず自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度です。

「世界エイズデー」：P66 ※95

WHO（世界保健機構）は、昭和63（1988）年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。なお、平成8（1996）年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっています。

「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」：P5 ※18

一般的には性的な嫌がらせなどをいい、職場においては、労働者の意に反する「性的な言動」に起因するもので、「対価型」と「環境型」があります。「対価型」とは、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。「環境型」とは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じることです。

【夕行】**「男女共同参画社会基本法」：P24 ※38**

平成11（1999）年6月23日公布・施行。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する

参考資料：用語解説（50音順）

る施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されています。

「男女共同参画社会に関する県民意識調査」：P26 ※47

高知県文化スポーツ部県民生活男女共同参画課が、男女共同参画を推進していくうえでの基礎資料を得る目的で5年ごとに実施している調査で、直近は平成26（2014）年に実施しました。高知県内在住の20歳以上の県民（選挙人名簿登録者）2,000人を対象とし、1,015票の有効回答を得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。

「男女共同参画週間」：P31 ※48

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成16（2004）年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までを週間として定めて、国や各県等で男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める様々な取組が実施されています。

「地域包括支援センター」：P52 ※76

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行います。

「同和対策事業特別措置法」：P18 ※33

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44（1969）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しています。

「同和対策審議会答申」：P18 ※32

昭和40（1965）年答申。同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行いまとめたものです。なお、この答申は、戦後の同和行政の大きな指針となっています。

「同和地区」：P18 ※34

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44（1969）年に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62（1987）年に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14（2002）年3月に失効するまでの間、法律で一定の地域が「対象地域」と指定され、環境改善や同和教育・啓発などの取組が進められてきました。「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域を指します。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)：P90 ※107

インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定のものに受信される情報の流通によって権利の侵害にあった場合について、プロバイダ及びサーバの管理・運営者等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めています。

「ドメスティック・バイオレンス：DV (Domestic Violence)」：P12 ※26

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。なお、DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。

【ナ行】

「ノーマライゼーション」：P56 ※83

障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方は、

【ハ行】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)：P25 ※41

平成 13 (2001) 年 4 月公布・同年 10 月施行。平成 16 (2004) 年改正。平成 19 (2007) 年改正。平成 25 (2013) 年改正(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更)。配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。さらに、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

「発達障害」：P58 ※88

「発達障害者支援法」(平成 16 (2004) 年 12 月公布・平成 17 (2005) 年 4 月施行)には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

「バリアフリー」：P48 ※73

主に高齢者や障害のある人が生活するうえで、支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための取組や障壁を取り除いた状態のことをいいます。

「パワー・ハラスメント（パワハラ）」：P5 ※19

同じ職場で働く者等に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場等の環境を悪化させる行為をいいます。なお、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

「犯罪被害者週間」：P87 ※106

期間は11月25日から12月1日まで。「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が、「犯罪被害者週間」と定められています。期間中は、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、人々の理解を深めるための啓発事業等が実施されています。

「犯罪被害者等基本計画」：P83 ※103

平成17（2005）年閣議決定。（平成28（2016）年に「第3次計画」策定。計画期間は平成28（2016）年度から平成32（2020）年度まで）「4つの基本方針」（①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること ②個々の事情に応じて適切に行われること ③途切れることなく行われること ④国民の総意を形成しながら展開されること）の下、具体的な施策が推進されています。

「犯罪被害者等給付金支給法」：P83 ※102

昭和55（1980）年公布・昭和56（1981）年施行。平成13（2001）年の改正により、名称が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に変更されました。

平成20（2008）年の改正で、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に変更されました。

「犯罪被害者ホットライン」：P84 ※104

犯罪の被害に遭われた方の心の悩み等に関する相談窓口です。

高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室（電話）088-871-3110

「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」：P74 ※99

国立療養所大島青松園が主催で開催しており、四国4県もちまわりで毎年1回、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別の解消に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に実施しているフォーラムです。

「PDCAサイクル」：P4 ※17

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（検証）→ Action（改善）の4段階を順に繰り返すことによって、継続的に業務を改善する手法のことです。

「避難行動要支援者」：P99 ※113

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいいます。

「避難所運営訓練（HUG）」：P102 ※114

HUGは、H（hinanzyo 避難所）、U（unei 運営）、G（game ゲーム）の頭文字を取ったもので、避難所運営をみんなで考えるための一手法として静岡県で開発されました。この訓練では、避難者の年齢や性別、それぞれが抱える事情が書かれたカードを使って、高齢者や障害者など要配慮者への対応や、炊き出し場や仮設トイレといった生活空間の確保、視察や取材対応など、避難所で起こる様々な出来事に対して、グループ内で意見を出し合いながら避難所の運営を模擬体験します。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）：P3 ※11

平成28（2016）年12月公布・施行。この法律は、現在もなお、部落差別は存在するとともに、情報化の進展にともなって、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、国と地方公共団体に相談体制の充実、必要な教育・啓発を行うよう、また、国に対して、部落差別の実態に係る調査を行うよう規定しています。

「部落差別をなくする運動」強調句間：P21 ※36

期間は7月10日から20日まで。同和問題の解決に向け、県民一人ひとりが取組を進めていく必要があることを広く県民にアピールするため、県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）：P3 ※10

平成28（2016）年6月公布、施行。この法律は、「国民は、本邦外出身者に対する差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」を基本理念として、国と地方公共団体に、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動の実施について必要な取組を行うよう規定しています。

【ヤ行】

「役割分担意識」：P25 ※44

「男は仕事、女は家庭」といった性の違いによって役割を固定したものを「役割分担意識」といいます。そういった考えは働く女性にとって社会労働と家事労働の二重負担になっていきます。女性が広く社会活動をするなか、性による分業や男女を異なって取扱うことは、公正とはいえません。性別役割意識を解消して本当の意味での男女平等、対等なパートナーシップを築いていくことが必要です。

「ユニバーサルデザイン」：P48 ※74

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニバーサルデザインは、「もともと障壁がない環境デザイン」のことをいいます。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」：P57 ※86

平成 29（2017）年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議で決定。同行動計画において「心のバリアフリー」については、学習指導要領改訂を通じ、すべての子どもたちに「心のバリアフリー」の指導が実施されるよう取り組むほか、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及、全国で障害者等へのサポートを行い、人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みの創設などの施策を行うこととしました。

また、地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用することや、人権擁護委員等の研修において「心のバリアフリー」に関する説明を行うこと等の取組が盛り込まれました。

「要配慮者」：P98 ※110

「災害対策基本法」第 8 条第 2 項第 15 号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。

【ラ行】

「隣保館」：P114 ※118

地域社会全体のなかで、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業等を総合的に行うことを目的として、市町村が設置・運営している施設です。

「レッドリボン運動」：P70 ※98

エイズへの理解のしるしとして胸に赤いリボンを付ける運動で、エイズで命を失った友人を追悼するため、ニューヨークの芸術家たちが胸に赤いリボンを付けたことに由来しています。

「老人週間」：P55 ※78

国民の祝日に関する法律が改正され、「敬老の日」が「9月15日」から「9月の第3月曜日」に改められたため、平成14（2002）年からは9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」としています。

【ワ行】

「ワークライフバランス」：P46 ※67

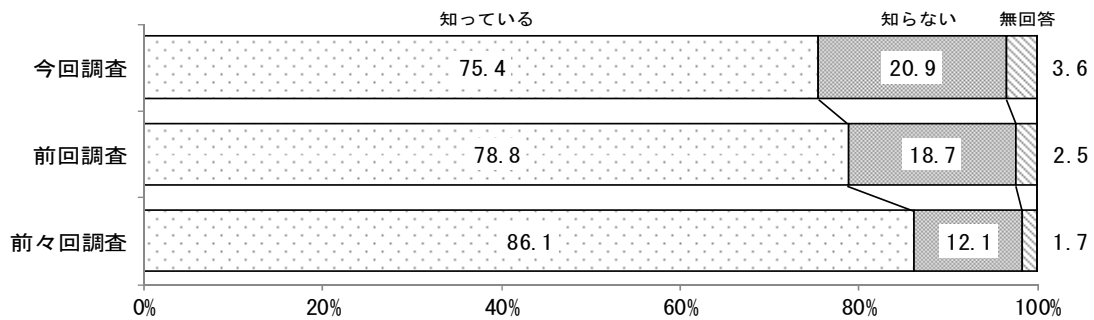
「仕事と生活の調和」のことであり、若者の自立、就職問題から、非正規労働者の処遇の問題、過労死対策を含めた労働時間問題や年休取得促進、さらには、時間当たりの生産性の問題までが、その内容として言及されています。

「人権に関する県民意識調査」結果（一部抜粋）

次のデータは、本基本方針で引用している「人権に関する県民意識調査」の結果を一部抜粋したものです。
 「今回調査」は平成 29（2017）年度に、「前回調査」は平成 24（2012）年度に、「前々回調査」は平成 14（2002）年度に実施したものです。

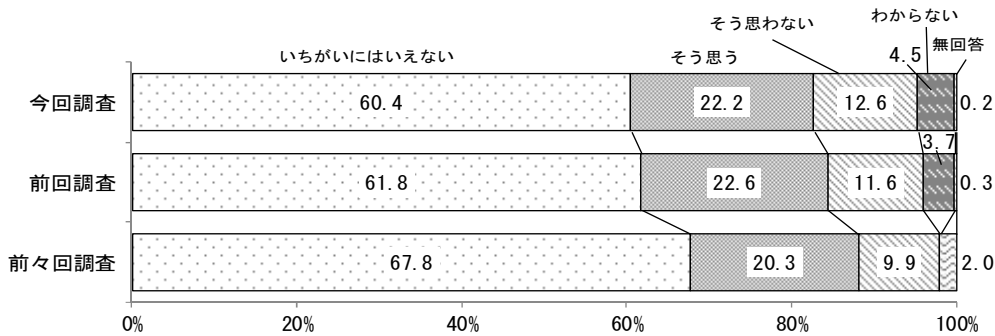
問 1-1 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。
あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。【いずれかに○印を】
 （基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や生存権などの社会権、参政権などがあります。）
 1. 知っている 2. 知らない

図 1-1 基本的人権の内容の周知（%）



問 1-1 副問 [問 1-1 で「1. 知っている」と答えた方にお尋ねします]
あなたは、今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。【○は1つだけ】
 1. そう思う 2. いちがいいにはいけない 3. そう思わない 4. わからない

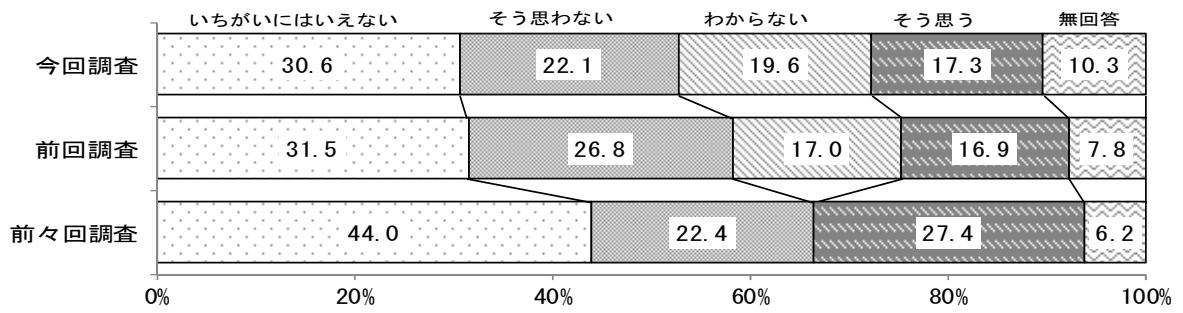
図 2 日本の基本的人権（%）



* 前々回調査には、「わからない」の回答項目は設定していない。

問1-2 あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思いますか。
 【〇は1つだけ】
 1. そう思う 2. いちがいにはいえない 3. そう思わない 4. わからない

図3 人権意識の変化（％）

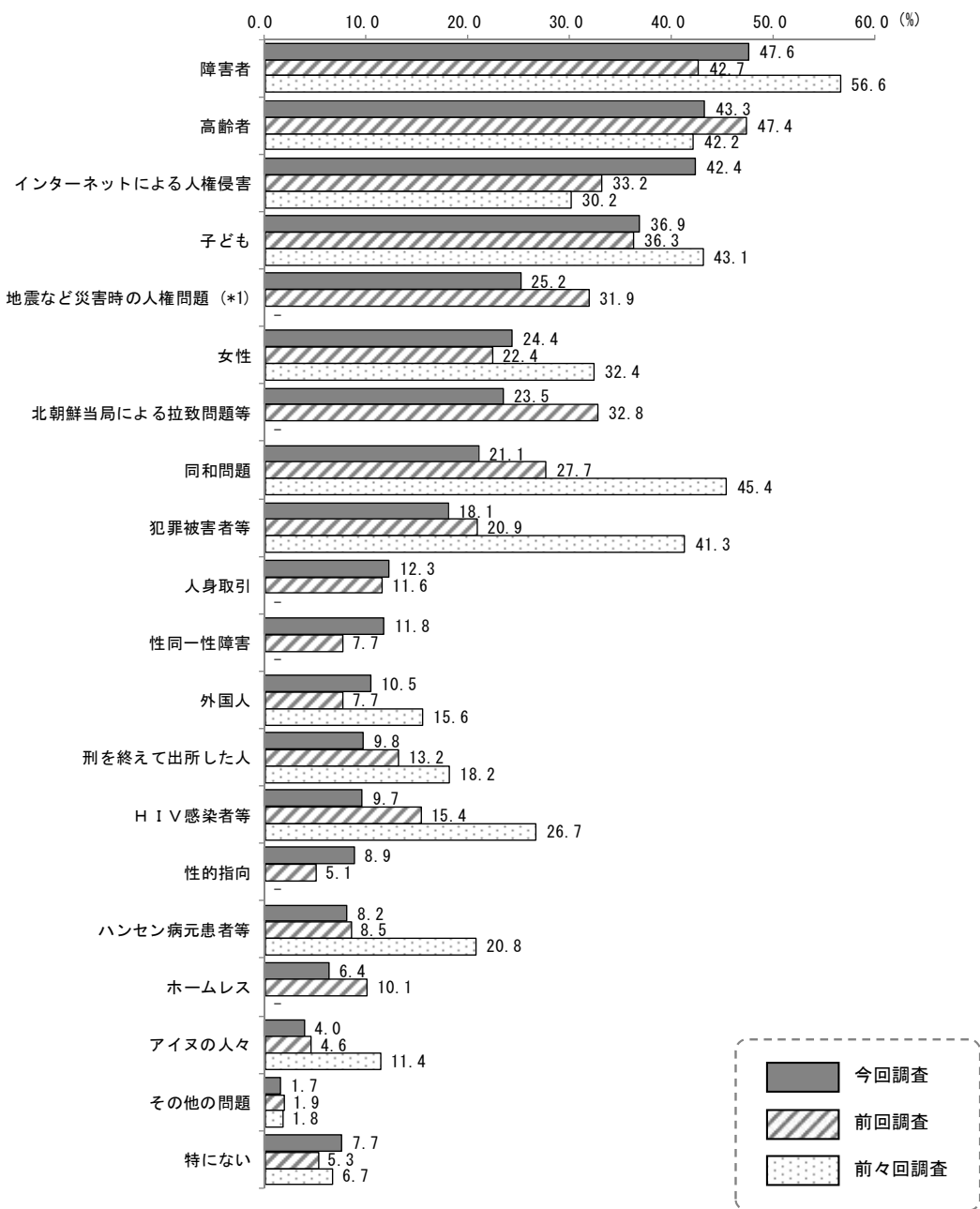


* 前々回調査には、「わからない」の回答項目は設定していない。

問1-3 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。
 【〇はいくつでも】

1. 同和問題	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者
5. 障害者	6. HIV感染者等	7. ハンセン病元患者等	8. 外国人
9. 犯罪被害者等	10. インターネットによる人権侵害	11. 地震など災害時の人権問題	12. アイヌの人々
13. 刑を終えて出所した人	14. 北朝鮮当局による拉致問題等	15. ホームレス	16. 性的指向
17. 性同一性障害	18. 人身取引	19. その他の問題	20. 特にない

図4 関心のある人権問題 [過去調査との比較]



*1 「地震など災害時の人権問題」は、前回調査「震災における風評被害等による人権侵害」との比較。

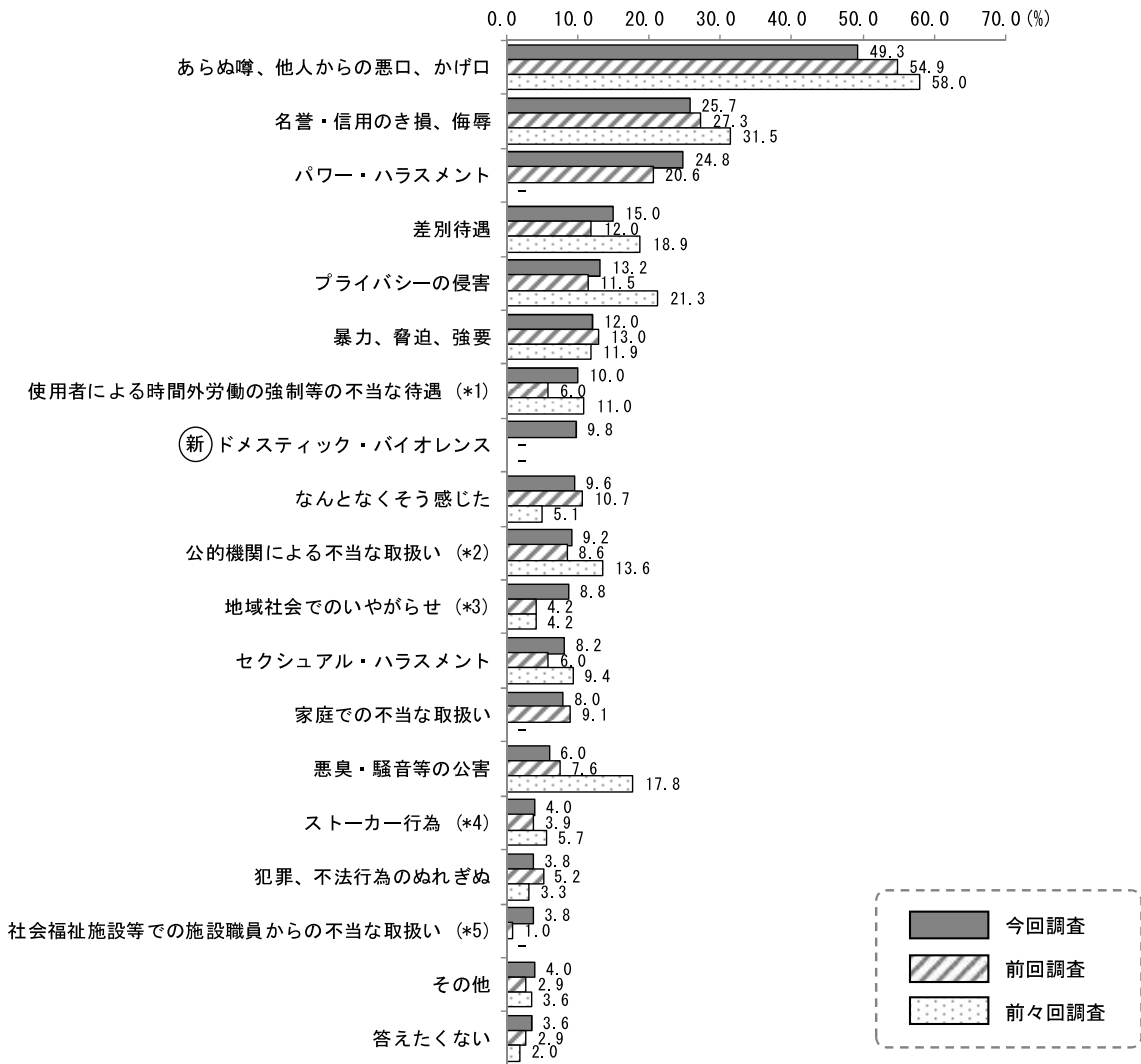
参考資料：「人権に関する県民意識調査」結果（一部抜粋）

問1-4副問1 [問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします]

それはどのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。【〇はいくつでも】

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱
3. 暴力、脅迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）
4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
5. 悪臭・騒音等の公害
6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた）
7. 地域社会でのいやがらせ
8. 公的機関による不当な取扱い
9. 使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇
10. プライバシーの侵害
11. セクシュアル・ハラスメント
12. パワー・ハラスメント
13. ドメスティック・バイオレンス（DV）
14. ストーカー行為
15. 家庭での不当な取扱い
16. 社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い
17. その他
18. なんとなくそう感じた
19. 答えたくない

図6 人権が侵害されたと思った内容（%） [過去調査との比較]



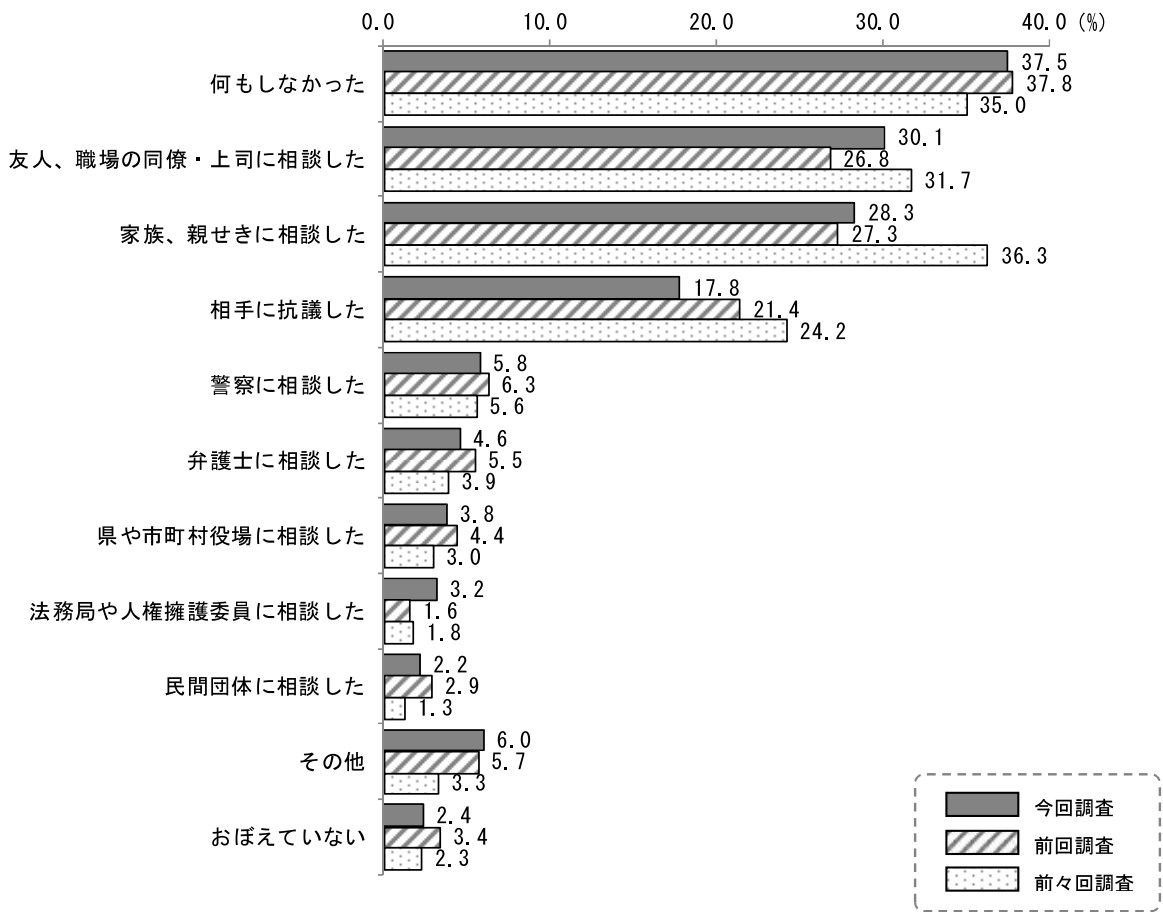
*1 「使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇」は、前回・前々回調査「使用者による労働強制等の不当な待遇」との比較。
 *2 「公的機関による不当な取扱い」は、前々回調査「警察官の不当な取扱い」との比較。
 *3 「地域社会でのいやがらせ」は、前回調査「地域などでの仲間はずれ」及び、前々回調査「村八分」との比較。
 *4 「ストーカー行為」は、前々回調査「特定の人に執拗につきまといられる」との比較。
 *5 「社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い」は、前回調査「社会福祉施設での不当な取扱い」との比較

問1-4副問2 [問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします]

その（侵害されたと思った）ときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。 【〇はいくつでも】

1. 友人、職場の同僚・上司に相談した	2. 家族、親せきに相談した
3. 弁護士に相談した	4. 警察に相談した
5. 法務局や人権擁護委員に相談した	6. 県や市町村役場に相談した
7. 民間団体に相談した	8. 相手に抗議した
9. 何もしなかった	10. その他
11. おぼえていない	

図7 人権が侵害されたと思ったときの対応（%） [過去の調査との比較]

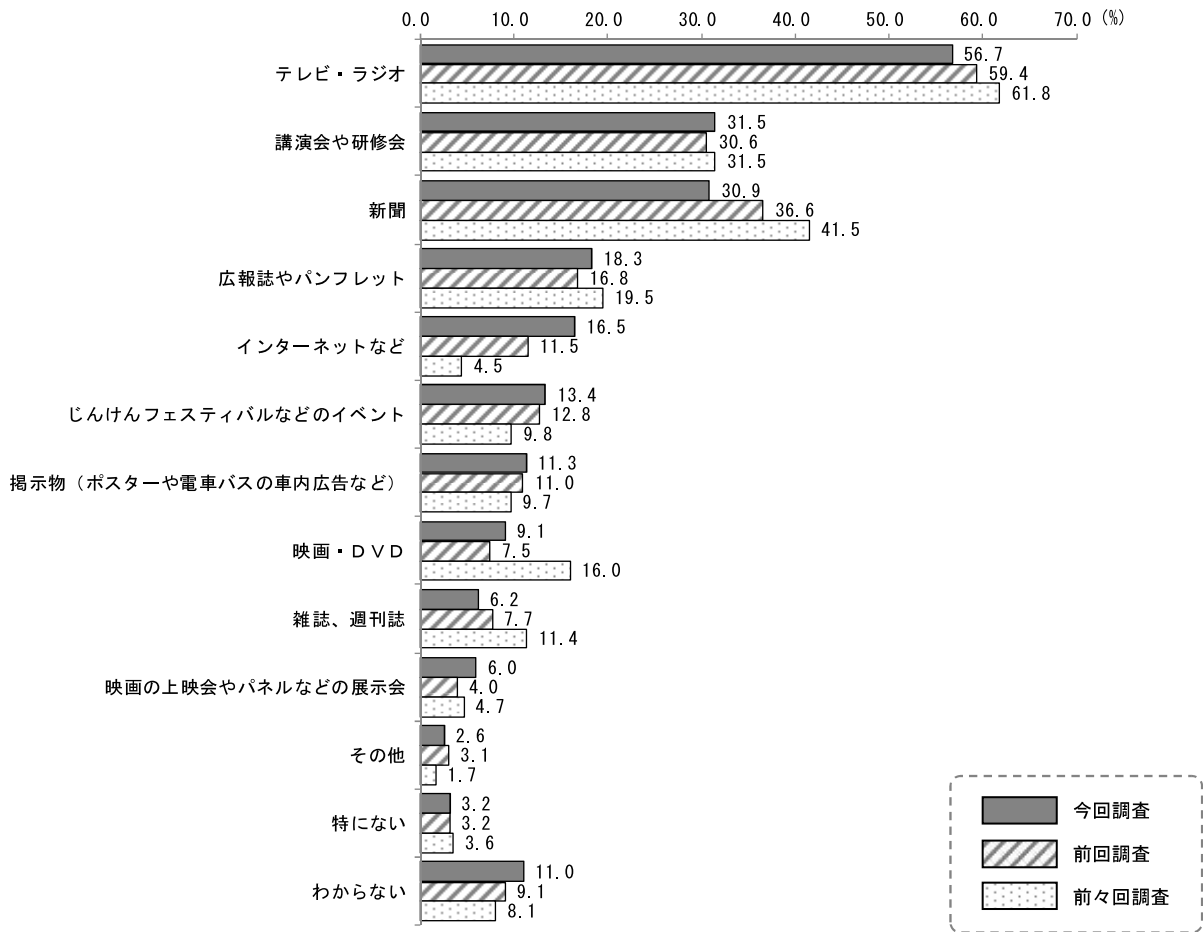


参考資料：「人権に関する県民意識調査」結果（一部抜粋）

問 12-1 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。【〇は3つまで】

- 1. 講演会や研修会 2. 広報誌やパンフレット 3. テレビ・ラジオ
- 4. 映画・DVD 5. 新聞 6. 雑誌、週刊誌
- 7. 映画の上映会やパネルなどの展示会 8. 掲示物（ポスターや電車バスの車内広告など）
- 9. じんけんフェスティバルなどのイベント 10. インターネットなど
- 11. その他 12. 特にない 13. わからない

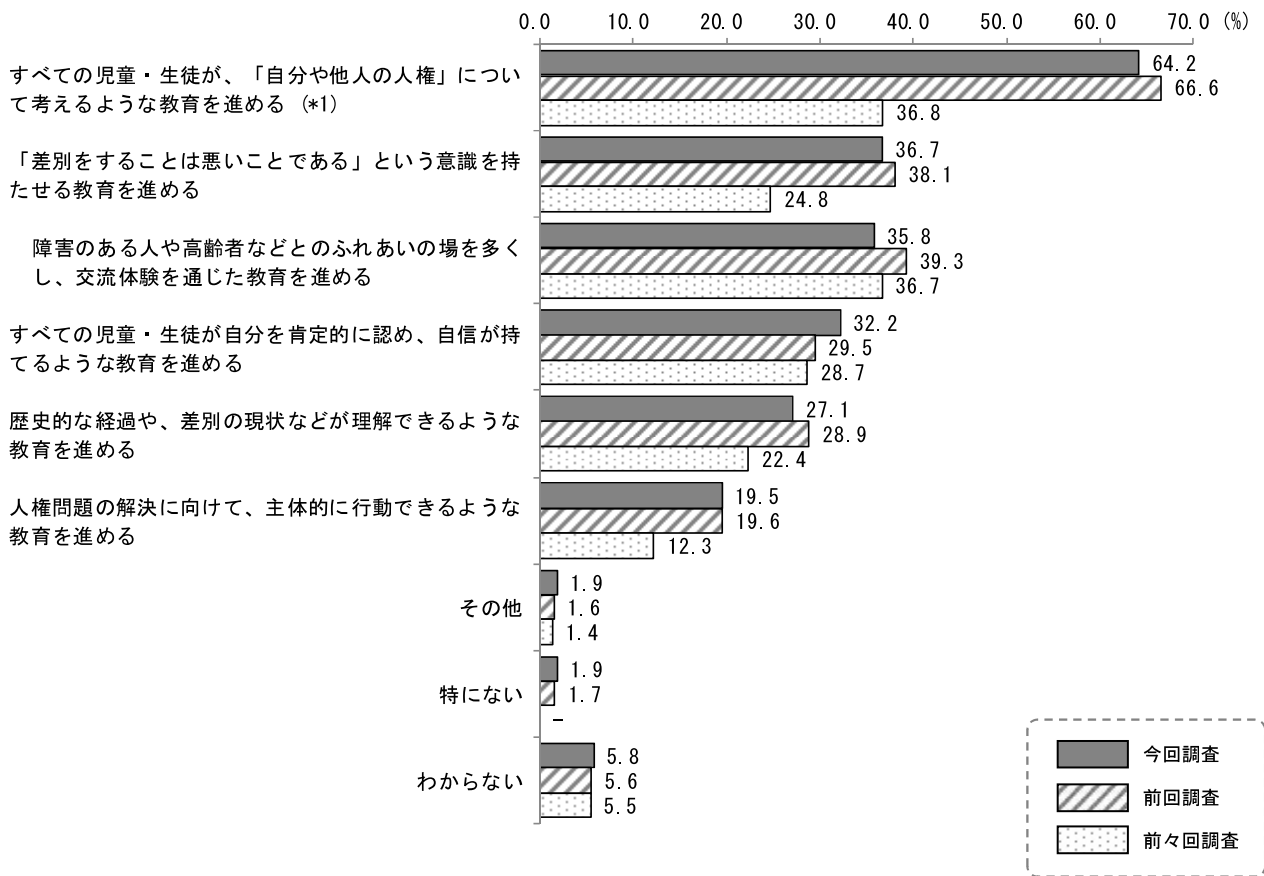
図 8 人権意識を高めるための啓発方法（％） [過去の調査との比較]



問 12-2 あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。 【〇は3つまで】

1. すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
5. 障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
7. その他
8. 特にない
9. わからない

図 9 人権を尊重する心や態度を育むための教育（%） [過去の調査との比較]



*1 「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」は、前々回調査「すべての児童・生徒が、『自分の人権』について考えるような教育を進める」との比較。

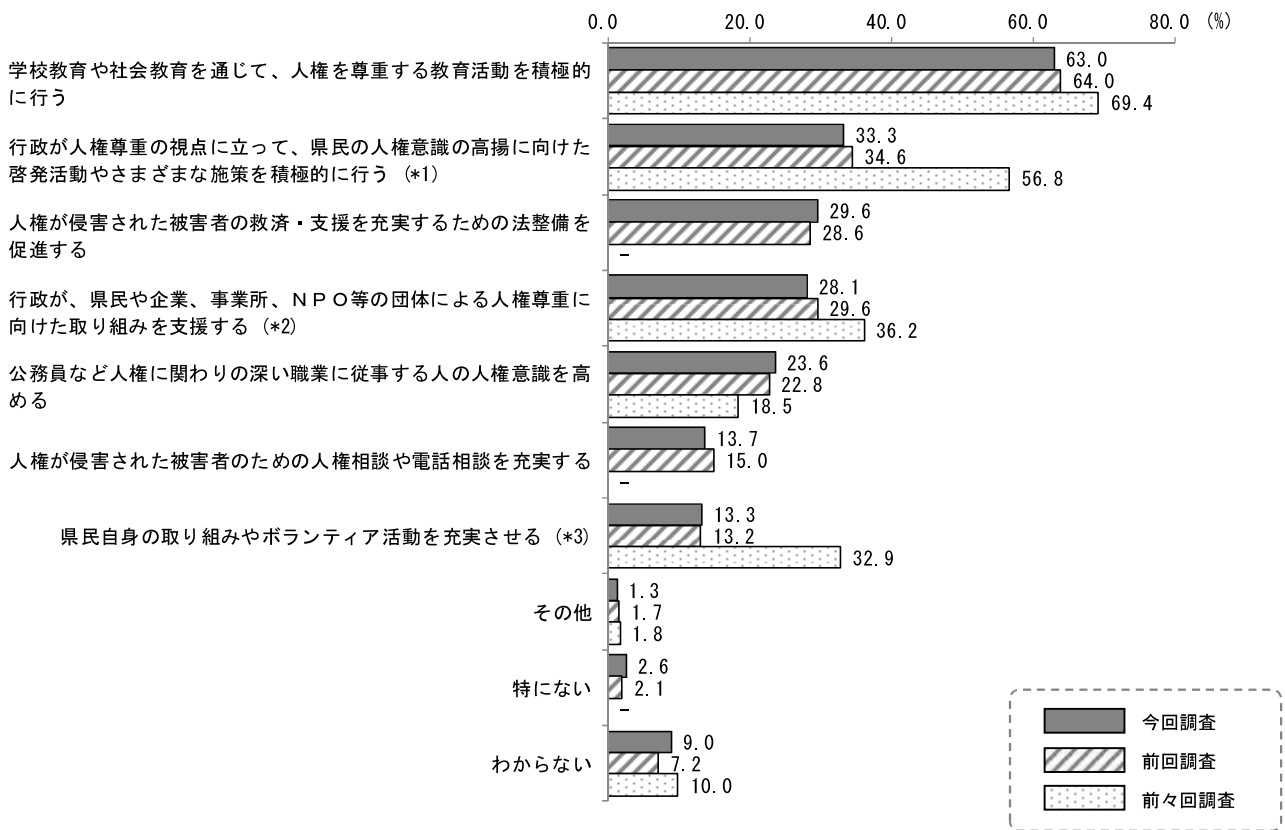
* 前々回調査の回答条件は【2つまで〇】。

参考資料：「人権に関する県民意識調査」結果（一部抜粋）

問 12-3 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
2. 行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う
3. 行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
4. 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
5. 県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
6. 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
7. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
8. その他（具体的に ）
9. 特にない
10. わからない

図 10 人権尊重の社会実現のために必要なこと（%） [過去の調査との比較]



*1 「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」は、前々回調査「行政が県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を積極的に行う」、「行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行う」を合計したものとの比較。

*2 「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」は、前々回調査「行政が、企業、事業所等における人権尊重に向けた取り組みを支援する」、「行政が、県民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」を合計したものとの比較。

*3 「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」は、前々回調査「県民自らがボランティア活動などを通じて人権意識を高める」との比較。

人権関係年表

国連で採択された人権関係諸条約等や取組

年		国連等の取組
昭和 20 年	1945 年	「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」、サンフランシスコで調印
昭和 21 年	1946 年	国連人権委員会の設置
昭和 23 年	1948 年	「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」採択 「世界人権宣言」採択
昭和 24 年	1949 年	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択
昭和 26 年	1951 年	「難民の地位に関する条約」採択
昭和 27 年	1952 年	「婦人の参政権に関する条約」採択
昭和 28 年	1953 年	「1926 年の奴隷条約を改正する議定書」及び「1926 年の奴隷条約の改正条約」採択
昭和 29 年	1954 年	「無国籍者の地位に関する条約」採択
昭和 31 年	1956 年	「奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約」（奴隷制度廃止補足条約）採択
昭和 32 年	1957 年	「既婚婦人の国籍に関する条約」採択
昭和 34 年	1959 年	「児童の権利に関する宣言」採択
昭和 36 年	1961 年	「無国籍の削減に関する条約」採択
昭和 40 年	1965 年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）採択
昭和 41 年	1966 年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際条約（社会権規約/A 規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約/B 規約）」及びその「選択議定書」採択
昭和 42 年	1967 年	「難民の地位に関する議定書」採択
昭和 43 年	1968 年	「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約」採択
昭和 48 年	1973 年	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択
昭和 50 年	1975 年	「障害者の権利に関する宣言」採択
昭和 54 年	1979 年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択
昭和 59 年	1984 年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）採択
昭和 60 年	1985 年	「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択
昭和 61 年	1986 年	「発展の権利に関する宣言」採択
平成元年	1989 年	「児童に関する権利条約」（子どもの権利条約）採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 2 選択議定書（死刑廃止）」採択
平成 2 年	1990 年	「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択
平成 5 年	1993 年	国連人権高等弁務官の設置を決定（設置は平成 6（1994）年）
平成 7 年	1995 年	「人権教育のための国連 10 年」スタート（～平成 16（2004）年 12 月 31 日） 「第 4 回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択
平成 10 年	1998 年	「国際刑事裁判所に関するローマ規程」採択
平成 11 年	1999 年	「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（1999 年の最悪の形態の児童労働条約 182 号）採択 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択
平成 12 年	2000 年	「武力の紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択
平成 14 年	2002 年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書」採択
平成 17 年	2005 年	「人権教育のための世界計画」の「第 1 フェーズ行動計画」スタート（～平成 21（2009）年）
平成 18 年	2006 年	「人権理事会」設立決議を採択 「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）及びその「選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）」採択
平成 19 年	2007 年	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択
平成 20 年	2008 年	「世界人権宣言」採択 60 周年

参考資料：人権関係年表

年		国連等の取組
平成 22 年	2010 年	「人権教育のための世界計画」の「第 2 フェーズ行動計画」スタート（～平成 26（2014）年） 「ハンセン病差別撤廃決議」採択
平成 23 年	2011 年	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」活動開始 「児童に関する権利条約（子どもの権利条約）の通報手続きに関する選択議定書」採択 「人権教育および研修に関する宣言」採択
平成 25 年	2013 年	「デジタル時代のプライバシーに対する権利」採択
平成 26 年	2014 年	「人権教育のための世界計画」の「第 3 フェーズ行動計画」の採択 「いじめからの子どもの保護」採択
平成 27 年	2015 年	「人権教育のための世界計画」の「第 3 フェーズ行動計画」スタート（～平成 31（2019）年） 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択（「持続可能な開発目標 SDG s」） 「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する具体的行動を求める世界的呼びかけ」採択
平成 28 年	2016 年	「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」採択
平成 29 年	2017 年	「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」採択 「開発における女性」採択

人権に関する主な「国際年」と「国際の10年」など

年		国連等の取組
昭和 34・35 年	1959・1960 年	世界難民年
昭和 43 年	1968 年	国際人権年
昭和 45 年	1970 年	国際教育年
昭和 46 年	1971 年	人種差別と闘う国際年
昭和 48～57 年	1973～1982 年	人種主義及び人種差別と闘う 10 年
昭和 50 年	1975 年	国際婦人年
昭和 51～60 年	1976～1985 年	国連女性のための 10 年
昭和 53・54 年	1978・1979 年	国際反アパルトヘイト年
昭和 54 年	1979 年	国際児童年
昭和 56 年	1981 年	国際障害者年
昭和 57 年	1982 年	南アフリカ制裁国際年
昭和 58～平成 4 年	1983～1992 年	第 2 次人種主義及び人種差別と闘う 10 年
昭和 58～平成 4 年	1983～1992 年	国連障害者の 10 年
昭和 60 年	1985 年	国際青年年
昭和 61 年	1986 年	国際平和年
昭和 62 年	1987 年	家のない人々のための国際居住年
平成 2 年	1990 年	国際識字年
平成 2～11 年	1990～1999 年	国際防災の 10 年
平成 2～12 年	1990～2000 年	植民地主義撤廃のための国際の 10 年
平成 5 年	1993 年	世界の先住民の国際年
平成 5～14 年	1993～2002 年	アジア太平洋障害者の 10 年
平成 5～15 年	1993～2003 年	第 3 次人種主義及び人種差別と闘う 10 年
平成 6 年	1994 年	国際家族年
平成 6～16 年	1994～2004 年	世界の先住民の国際の 10 年
平成 7 年	1995 年	国際寛容年
平成 7～16 年	1995～2004 年	人権教育のための国連 10 年
平成 8 年	1996 年	貧困撲滅のための国際年
平成 9～18 年	1997～2006 年	貧困撲滅のための国連の 10 年
平成 11 年	1999 年	国際高齢者年
平成 13 年 平成 13 年	2001 年 2001 年	人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年 ボランティア国際年
平成 13～22 年	2001～2010 年	第 2 次植民地主義撤廃のための国際の 10 年
平成 13～22 年	2001～2010 年	世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の 10 年

参考資料：人権関係年表

年		国連等の取組
平成 15～24 年	2003～2012 年	国連識字の 10 年：すべての人に教育を
平成 15～24 年	2003～2012 年	第 2 次アジア太平洋障害者の 10 年
平成 16 年	2004 年	奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年
平成 17～21 年	2005～2009 年	「人権教育のための世界計画」の「第 1 フェーズ行動計画」
平成 17～26 年	2005～2014 年	国連持続可能な開発のための教育の 10 年
平成 17～26 年	2005～2014 年	第 2 次世界の先住民の国際の 10 年
平成 20 年	2008 年	国際言語年
平成 20～29 年	2008～2017 年	第 2 次国連貧困根絶のための 10 年
平成 21 年	2009 年	国際和解年
平成 22 年	2010 年	文化の和解のための国際年
平成 22～23 年	2010～2011 年	国際ユース年
平成 22～26 年	2010～2014 年	「人権教育のための世界計画」の「第 2 フェーズ行動計画」
平成 23 年	2011 年	アフリカ系の人々のための国際年
平成 23 年からの 10 年間	2011～2020 年	第 3 次植民地撤廃のための国際の 10 年
平成 25 年からの 10 年間	2013～2022 年	第 3 次アジア太平洋障害者の 10 年
平成 27～31 年	2015～2019 年	「人権教育のための世界計画」の「第 3 フェーズ行動計画」
平成 27 年からの 10 年間	2015～2024 年	アフリカ系の人々のための国際の 10 年
平成 28 年からの 10 年間	2016～2025 年	栄養に関する行動の 10 年
平成 30 年～	2018～2028 年	国際行動の 10 年「持続可能な開発のための水」

「人権全般」に関する国内の動き

年		国内	県内
昭和 21 年	1946 年	「日本国憲法」公布（法の下での平等） ※昭和 22（1947）年施行	
平成 7 年	1995 年	「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置	「高知県議会における人権宣言に関する決議」
平成 8 年	1996 年	『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（中間まとめ）』公表	
平成 9 年	1997 年	「人権擁護施策推進法」施行 『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画』策定	
平成 10 年	1998 年		『「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画』策定 協議会発足 「高知県人権尊重の社会づくり条例」施行 『「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画』策定 『「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画（教育版）』策定 「国連人権教育高知県推進委員会」発足
平成 11 年	1999 年	「人権擁護推進審議会」答申（人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について）	「高知県人権尊重の社会づくり協議会」発足
平成 12 年	2000 年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）施行	「高知県人権施策基本方針」策定
平成 13 年	2001 年	「人権擁護推進審議会」答申（人権救済制度の在り方について）	
平成 14 年	2002 年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「高知県人権教育基本方針」策定 「人権に関する県民意識調査」実施
平成 15 年	2003 年		「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」策定
平成 16 年	2004 年	「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」報告	
平成 17 年	2005 年		「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」改訂
平成 18 年	2006 年	「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]」報告	
平成 19 年	2007 年		「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」改訂
平成 20 年	2008 年	「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」報告	
平成 22 年	2010 年		「日本一の健康長寿県構想」（保健、医療、福祉の各分野）策定
平成 23 年	2011 年	「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」（閣議決定） ※「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加	
平成 24 年	2012 年		「人権に関する県民意識調査」実施 「第 2 期日本一の健康長寿県構想」策定
平成 26 年	2014 年		「高知県人権施策基本方針 一第 1 次改定版一」策定
平成 28 年	2016 年		「高知県人権教育推進プラン」改定 「第 3 期日本一の健康長寿県構想」策定
平成 29 年	2017 年		「人権に関する県民意識調査」実施
平成 31 年	2019 年		「高知県人権施策基本方針 一第 2 次改定版一」策定

「同和問題」に関する国内の動き

年		国内	県内
昭和40年	1965年	同和对策審議会答申	
昭和43年	1968年		「高知県同和教育の基本方針」策定
昭和44年	1969年	「同和对策事業特別措置法」(同対法) 施行 (～昭和54(1979)年3月31日)	
昭和45年	1970年		高知県同和对策審議会本答申
昭和52年	1977年		「高知県同和保育基本方針」策定
昭和53年	1978年		「幼稚園における同和教育指導指針」策定 「高知県同和对策審議会による意見書」(高知県同和对策事業の推進に関する意見について)
昭和54年	1979年	「同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律」(同対法) 施行 (～昭和57(1982)年3月31日)	
昭和55年	1980年		高知県同和对策審議会答申(本県の今後における同和行政の基本的な推進方策)
昭和57年	1982年	「地域改善対策特別措置法」(地対法) 施行 (～昭和62(1987)年3月31日)	
昭和59年	1984年	地域改善対策協議会意見具申(今後における啓発活動のあり方について)	
昭和61年	1986年	地域改善対策協議会意見具申(今後における地域改善対策について) 「今後の地域改善対策に関する大綱」	高知県同和对策審議会答申(地域改善対策特別措置法の失効を目前にひかえ当面する緊急課題への対策について)
昭和62年	1987年	「地域改善対策啓発指導指針」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法) 施行 (～平成4(1992)年3月31日)	
昭和63年	1988年		高知県同和对策審議会答申(同和問題の早期解決のための今後の課題及びその対策について)
平成3年	1991年	地域改善対策協議会意見具申(今後の地域改善対策について) 「今後の地域改善対策に関する大綱」	
平成4年	1992年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」(地対財特法) 施行 (～平成9(1997)年3月31日)	
平成7年	1995年		高知県同和对策審議会に対し、知事が諮問(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の同和对策のあり方について) 「高知県議会における人権宣言に関する決議」
平成8年	1996年	地域改善対策協議会意見具申(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」(閣議決定)	高知県同和对策審議会答申(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の同和对策のあり方について)
平成9年	1997年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」(地対財特法) 施行 (～平成14(2002)年3月31日)	
平成28年	2016年	「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法) 施行	

「女性」の人権に関する国内外の動き

年		国連等	国内	県内
昭和 20 年	1945 年		「衆議院議員選挙法」改正公布(婦人参政権確立)	
昭和 21 年	1946 年	「国際婦人の地位委員会」設置	「日本国憲法」公布(男女平等を明文化) ※昭和 22 (1947) 年施行 日本初の婦人(女性)参政権行使	
昭和 23 年	1948 年	「世界人権宣言」採択		
昭和 24 年	1949 年	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
昭和 28 年	1953 年	「婦人の参政権に関する条約」採択		
昭和 31 年	1956 年		「売春防止法」公布 ※昭和 32 (1957) 年一部施行 ※昭和 33 (1958) 年完全施行	
昭和 32 年	1957 年	「既婚婦人の国籍に関する条例」採択		
昭和 42 年	1967 年	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
昭和 50 年	1975 年	国際婦人年	「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択	初の女性県議会議員誕生
昭和 51 年	1976 年	国際婦人の 10 年 (～昭和 60 (1985) 年)		「婦人問題推進本部」設置
昭和 52 年	1977 年		「国内行動計画」策定	「婦人問題懇話会」設置
昭和 54 年	1979 年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択		懇話会から「高知県婦人の発展と平等をめざして」を知事に提言
昭和 55 年	1980 年	「国連婦人の 10 年」中間年世界会議 「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択		「高知県婦人行動計画」策定
昭和 56 年	1981 年	「女子差別撤廃条約」発効 「ILO 第 156 号条約(家族的責任条約)」採択	「国内行動計画後期重点目標」策定	「女子差別撤廃条約」の早期批准に関する要望を国に提出
昭和 60 年	1985 年	「国連婦人の 10 年」のナイロビ世界会議(西暦 2000 年に向けての) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)公布 ※昭和 61 (1986) 年施行 「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 62 年	1987 年		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
平成 2 年	1990 年	ナイロビ将来戦略見直し勧告		「こうち女性プラン」策定
平成 3 年	1991 年		「新国内行動計画」(第一次改定)策定 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)公布 ※平成 7 (1995) 年完全施行	
平成 4 年	1992 年		介護休業制度等に関するガイドラインの策定	

参考資料：人権関係年表

年		国連等	国内	県内
平成5年	1993年	「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
平成6年	1994年	「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択	内閣府に「男女共同参画推進本部」設置 総理府に「男女共同参画室、男女共同参画審議会」設置（政令）	
平成7年	1995年	「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	「ILO第156号条約」（家族的責任条約）批准	
平成8年	1996年		「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年	1997年		「男女共同参画審議会」設置（法律） 「労働基準法」改正（女子保護規定撤廃） 「男女雇用機会均等法」改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務） ※平成11（1999）年施行 「育児・介護休業法」改正 ※平成11（1999）年施行	
平成11年	1999年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行	「こうち女性総合センター『ソーレ』」開館
平成12年	2000年	国連特別総会「女性2000年会議」開催	「男女共同参画基本計画」（閣議決定）	
平成13年	2001年		内閣府に「男女共同参画局」設置 「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行 「育児・介護休業法」改正 ※平成14（2002）年施行	初の女性副知事就任 「こうち男女共同参画プラン」策定
平成14年	2002年			「男女共同参画室」設置
平成15年	2003年			「高知県男女共同参画社会づくり条例」制定
平成16年	2004年		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正 ※平成17（2005）年施行	「男女共同参画苦情調整委員」設置 「こうち女性総合センター」を「こうち男女共同参画センター」に改称
平成17年	2005年		「男女共同参画基本計画」（第2次）（閣議決定） 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「こうち男女共同参画プラン」改定
平成18年	2006年		「男女雇用機会均等法」改正（間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止） ※平成19（2007）年施行 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
平成19年	2007年		「DV防止法」改正 ※平成20（2008）年施行	「高知県DV被害者支援計画」策定
平成20年	2008年		「女性の参画加速プログラム」（男女共同参画推進本部決定）	「女性相談支援センター」新築 移転

年		国連等	国内	県内
平成 21 年	2009 年		「育児・介護休業法」改正 ※平成 22（2010）年施行 ※平成 24（2012）年完全施行	「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施
平成 22 年	2010 年		「男女共同参画基本計画」（第 3 次）（閣議決定）	
平成 23 年	2011 年	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：UN Women）」活動開始		「こうち男女共同参画プラン」改定
平成 24 年	2012 年			「第 2 次高知県 DV 被害者支援計画」策定
平成 25 年	2013 年		「DV 防止法」を改正し、法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称 ※平成 26（2014）年施行	
平成 26 年	2014 年			「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施
平成 27 年	2015 年		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）公布 「男女共同参画基本計画」（第 4 次）（閣議決定） 「子ども・子育て支援新制度」開始	
平成 28 年	2016 年		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）全面施行	「こうち男女共同参画プラン」改定
平成 29 年	2017 年		「育児・介護休業法」改正・施行	「第 3 次高知県 DV 被害者支援計画」策定
平成 30 年	2018 年		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	

「子ども」の人権に関する国内外の動き

年		国連等	国内	県内
大正 13 年	1924 年	「ジュネーブ児童権利宣言」採択		
昭和 22 年	1947 年		「児童福祉法」公布 ※昭和 23 (1948) 年施行	
昭和 23 年	1948 年	「世界人権宣言」採択		
昭和 24 年	1949 年		「少年法」施行	
昭和 26 年	1951 年		「児童憲章」制定	
昭和 34 年	1959 年	「児童の権利に関する宣言」(子どもの権利宣言)採択		
昭和 53 年	1978 年			「高知県青少年保護育成条例」施行
平成元年	1989 年	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択		
平成 6 年	1994 年		「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)批准 「エンゼルプラン」策定	
平成 10 年	1998 年			「高知県エンゼルプラン」策定
平成 11 年	1999 年	「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(1999年の最悪の形態の児童労働条約182号)」採択	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)施行 「新エンゼルプラン」策定	
平成 12 年	2000 年	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行 「少年法」改正	
平成 14 年	2002 年		「新子どもプラン」策定	
平成 15 年	2003 年		「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)施行 「次世代育成支援対策推進法」施行	
平成 16 年	2004 年		「児童虐待防止法」改正 「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正 「子ども・子育て応援プラン」策定	「高知県子ども条例」制定
平成 17 年	2005 年			「こうち子どもプラン(高知県次世代育成支援行動計画・前期計画)」策定
平成 18 年	2006 年		新「教育基本法」施行	
平成 19 年	2007 年		「少年法」改正 「児童虐待防止法」改正 ※平成 20 (2008) 年施行	「高知県子どもの環境づくり推進計画」策定

年		国連等	国内	県内
平成 20 年	2008 年		「出会い系サイト規制法」改正 「少年法」改正	
平成 21 年	2009 年		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法) 施行	
平成 22 年	2010 年		「子ども・子育てビジョン」策定	「こうちこどもプラン (高知県次世代育成支援行動計画・後期計画)」策定
平成 23 年	2011 年	「子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書」採択	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法) 改正	
平成 24 年	2012 年			「高知県子どもの環境づくり推進計画(第二期)」策定 「高知県子ども条例」を全部改正
平成 25 年	2013 年		「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」 「運動部活動での指導のガイドライン」策定 「いじめ防止対策推進法」施行 「いじめの防止等のための基本的な方針」(国のいじめ防止基本方針) 策定	「高知県子ども条例」施行 「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」策定 「高知県子どもの環境づくり推進計画(第三期)」策定
平成 26 年	2014 年	「子どもの権利」採択 「いじめからの子どもの保護」採択	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「子供の貧困対策に関する大綱」策定 「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正 「出会い系サイト規制法」改正 「少年法」改正	「高知県いじめ防止基本方針」策定 「高知県いじめ問題対策連絡協議会」設置
平成 27 年	2015 年		「子ども・子育て支援新制度」開始	「高知家の少子化対策総合プラン(前期計画)」策定
平成 28 年	2016 年		「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行 (※平成 29(2017)年施行)	「高知家の子どもの貧困対策推進計画～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～」策定
平成 29 年	2017 年		「いじめの防止等のための基本的な方針」改定 「いじめ防止の重大事態の調査に関するガイドライン」策定 「児童虐待防止法」改正	「高知県いじめ防止基本方針」改定
平成 30 年	2018 年		「児童虐待防止法の一部を改正する法律」施行	「高知県子どもの環境づくり推進計画(第四期)」策定

「高齢者」の人権に関する国内外の動き

年		国連等	国内	県内
昭和 38 年	1963 年		「老人福祉法」施行	
昭和 57 年	1982 年	「高齢者問題国際行動計画」採択		
平成元年	1989 年		「高齢者保健福祉推進 10 ヶ年戦略」(ゴールドプラン) 策定	
平成 3 年	1991 年	「高齢者のための国連原則」採択		
平成 6 年	1994 年		「新高齢者保健福祉推進 10 ヶ年戦略」(新ゴールドプラン) 策定 「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法) 施行	
平成 7 年	1995 年		「高齢社会対策基本法」施行	
平成 8 年	1996 年		「高齢社会対策の大綱について」(閣議決定)	
平成 9 年	1997 年		「介護保険法」公布 ※平成 10 (1998) 年一部施行 ※平成 12 (2000) 年完全施行	
平成 10 年	1998 年		「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法) 施行	
平成 11 年	1999 年		「今後 5 か年間の高齢者保健福祉政策の方向～ゴールドプラン 21～」策定	「高知県長寿憲章」制定
平成 12 年	2000 年		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動等の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法) 施行 「介護保険制度」導入 「成年後見制度」開始	「高知県高齢者保健福祉計画・第 1 期介護保険事業支援計画」策定
平成 13 年	2001 年		「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「高齢社会対策大綱」(閣議決定)	「高知県身体拘束廃止推進会議」設置
平成 15 年	2003 年			「高知県高齢者保健福祉計画・第 2 期介護保険事業支援計画」策定
平成 17 年	2005 年		「介護保険法」改正 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法) 制定 ※平成 18 (2006) 年施行	
平成 18 年	2006 年		「高齢者雇用安定法」一部改正 「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法) 施行	「高知県高齢者保健福祉計画・第 3 期介護保険事業支援計画」策定
平成 20 年	2008 年		「介護保険法」改正	
平成 21 年	2009 年			「高知県高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業支援計画」策定
平成 23 年	2010 年		「介護保険法」改正	「高知県高齢者及び障害者権利擁護連携会議」設置

年		国連等	国内	県内
平成 24 年	2012 年		「高齢社会対策大綱」（閣議決定） 「介護保険法」改正	「高知県高齢者保健福祉計画・ 第 5 期介護保険事業支援計画」 策定
平成 26 年	2014 年		「介護保険法」改正	
平成 27 年	2015 年			「高知県高齢者保健福祉計画・ 第 6 期介護保険事業支援計画」 策定
平成 29 年	2017 年		「介護保険法」改正	
平成 30 年	2018 年		「高齢社会対策大綱」（閣議決定）	「高知県高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業支援計画」 策定

「障害者」の人権に関する国内外の動き

年		国連等	国内	県内
昭和 35 年	1960 年		「身体障害者雇用促進法」施行	
昭和 45 年	1970 年		「心身障害者対策基本法」施行	
昭和 50 年	1975 年	「障害者の権利に関する宣言」採択		
昭和 56 年	1981 年	「国際障害者年」		
昭和 57 年	1982 年	「障害者に関する世界行動計画」採択	「障害者対策に関する長期計画」策定	「障害者対策に関する長期計画」策定
昭和 58 年	1983 年	「国連障害者の 10 年」スタート		
昭和 62 年	1987 年		「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に改正	
平成 4 年	1992 年		「障害者対策に関する新長期計画」策定	
平成 5 年	1993 年	「アジア太平洋障害者の 10 年」スタート	「障害者基本法」施行 「障害者対策に関する新長期計画」を「障害者基本計画」と位置づける	「高知県障害者福祉に関する新長期計画」策定
平成 6 年	1994 年		「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）施行	
平成 7 年	1995 年		「障害者プラン」策定	
平成 9 年	1997 年			「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」制定
平成 11 年	1999 年		「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行	
平成 12 年	2000 年		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行	
平成 14 年	2002 年		「身体障害者補助犬法」施行	「第 2 回全国障害者スポーツ大会」（よさこいピック高知）開催
平成 15 年	2003 年	「第 2 次アジア太平洋障害者の 10 年」スタート	「第 2 次障害者基本計画」策定 「重点施策実施 5 か年計画（前期）」策定	
平成 16 年	2004 年		「障害者基本法」改正	「高知県障害者計画」策定
平成 17 年	2005 年		「発達障害者支援法」施行	
平成 18 年	2006 年	「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）及びその「選択議定書」採択	「障害者自立支援法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）施行	
平成 19 年	2007 年		「特別支援教育」スタート	「第 1 期高知県障害福祉計画」策定
平成 20 年	2008 年		「障害者雇用促進法」改正（※平成 21（2009）年施行）	
平成 21 年	2009 年		「障がい者制度改革推進本部」設置	「第 2 期高知県障害福祉計画」策定
平成 22 年	2010 年		「障害者自立支援法」改正	

年		国連等	国内	県内
平成 23 年	2011 年		「障害者雇用促進法」改正 「身体障害者補助犬法」改正 「障害者基本法」改正 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）公布 ※平成 24（2012）年施行	「高知県高齢者及び障害者権利擁護連携会議」設置 「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」策定
平成 24 年	2012 年		「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正 ※平成 25（2013）年施行	「第 3 期高知県障害福祉計画」策定
平成 25 年	2013 年		「障害者基本法」改正 「障害者雇用促進法」改正（※平成 28（2016）年施行） 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）公布 「第 3 次障害者基本計画」策定	「高知県障害者計画」（平成 25（2013）年度～平成 34（2022）年度）策定
平成 26 年	2014 年		「障害者の権利に関する条約」批准	
平成 27 年	2015 年			「第 4 期高知県障害福祉計画」策定
平成 28 年	2016 年		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行 「障害者総合支援法」改正 ※平成 30（2018）年施行 「発達障害者支援法」改正	
平成 29 年	2017 年		「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（閣議決定）	
平成 30 年	2018 年		「第 4 次障害者基本計画」策定 「バリアフリー法」改正	「第 5 期高知県障害福祉計画・第 1 期高知県障害児福祉計画」策定

「エイズ患者・H I V感染者等」の人権に関する国内外の動き

年		国連等	国内
昭和 56 年	1981 年	米国で初の症例報告 ※（昭和 57（1982）年にアメリカ国立防疫センターが「A I D S（後天性免疫不全症候群）」と命名（定義成立）	
昭和 60 年	1985 年		国内最初のエイズ患者認定
昭和 63 年	1988 年	WHO「世界エイズデー」提唱 ※毎年 12 月 1 日	
平成元年	1989 年		「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（エイズ予防法）施行 H I V薬害訴訟提訴
平成 4 年	1992 年		厚生省「エイズストップ作戦本部」設置
平成 5 年	1993 年		（財）エイズ予防財団内に「日本エイズストップ基金」設置
平成 8 年	1996 年	「H I V及びエイズと人権に関するガイドライン」（国連高等弁務官事務所と国連エイズ合同計画）【第 2 回H I V及びA I D Sと人権に関する国際専門家会議】 国連エイズプログラム（UNA I D S）発足 ※世界推定患者数 840 万人（WHO）	H I V薬害訴訟和解
平成 10 年	1998 年		H I V感染者を「免疫機能障害」の身体障害者として認定 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」公布 ※平成 11（1999）年施行
平成 11 年	1999 年		「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）公表 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（エイズ予防法）廃止
平成 12 年	2000 年	九州・沖縄サミット「H I V・エイズ、結核等の感染症問題の取組強化」合意	
平成 14 年	2002 年	「世界エイズ・結核・マラリア基金」発足	
平成 18 年	2006 年		「エイズ予防指針」第 1 次改正
平成 24 年	2012 年		「エイズ予防指針」第 2 次改正
平成 30 年	2018 年		「エイズ予防指針」第 3 次改正

「ハンセン病元患者等」の人権に関する国内外の動き

年		国連等	国内
明治 40 年	1907 年		「癩予防ニ関スル件」制定 ※浮浪患者を対象とした隔離政策開始
昭和 5 年	1930 年		最初の国立療養所として、「国立長島愛生園」開園
昭和 6 年	1931 年		「癩予防法」制定 ※全ての患者を対象とする「絶対隔離」施策開始
昭和 23 年	1948 年		「優生保護法」により、ハンセン病患者の断種・妊娠中絶合法化
昭和 28 年	1953 年		「癩予防法」を一部改正した、「らい予防法」制定
平成 8 年	1996 年		「らい予防法」を廃止する、「らい予防法の廃止に関する法律」施行
平成 13 年	2001 年		「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
平成 18 年	2006 年		「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」改正
平成 20 年	2008 年	第 8 回人権理事会「ハンセン病差別撤廃」決議	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法) 公布 ※平成 21 (2009) 年施行
平成 22 年	2010 年	第 15 回人権理事会「ハンセン病差別撤廃」決議	
平成 27 年	2015 年	第 29 回人権理事会「ハンセン病差別撤廃」決議	
平成 29 年	2017 年	第 35 回人権理事会「ハンセン病差別撤廃」決議	

「外国人」の人権に関する国内外の動き

年		国連等	国内	県内
昭和 26 年	1951 年		「出入国管理及び難民認定法」施行	
昭和 27 年	1952 年		「サンフランシスコ平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務処理について」策定 「外国人登録法」施行 「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」施行	
昭和 40 年	1965 年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）採択	「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法」（入管特別法）公布 ※昭和 41（1966）年施行	
昭和 50 年	1975 年	「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約と勧告」（ILO）		
平成 2 年	1990 年	「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		「高知県国際交流推進基本構想」策定 「(財) 高知県国際交流協会」設立
平成 3 年	1991 年		「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行	
平成 7 年	1995 年		「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）批准	「高知県国際交流推進ビジョン」策定
平成 9 年	1997 年			「国際協力プラン 21・高知」策定
平成 11 年	1999 年		「出入国管理及び難民認定法」改正 「外国人登録法」改正	
平成 18 年	2006 年		「地域における多文化共生推進プラン」策定 「国際教育推進プラン」策定	
平成 21 年	2009 年		「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」公布 ※平成 22（2010）年一部施行	
平成 22 年	2010 年			「(公財) 高知県国際交流協会」へ移行
平成 24 年	2012 年		「外国人登録法」廃止	
平成 27 年	2015 年	「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する具体的行動を求める世界的呼びかけ」採択		
平成 28 年	2016 年		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行	
平成 29 年	2017 年		「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行	
平成 30 年	2018 年		「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」公布 ※平成 31（2019）年施行	

「犯罪被害者等」の人権に関する国内外の動き

年		国連等	国内	県内
昭和 55 年	1980 年		「犯罪被害者等給付金支給法」公布 ※昭和 56 (1981) 年施行	
昭和 56 年	1981 年		「財団法人犯罪被害救援基金」設立 ※平成 23 (2011) 年に「公益財団法人」となる	
昭和 60 年	1985 年	「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択		
平成 8 年	1996 年		「被害者対策要綱」制定 (警察庁)	
平成 10 年	1998 年		[全国被害者支援ネットワーク] 設立	
平成 12 年	2000 年		「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法) 施行	
平成 13 年	2001 年		「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」(犯罪被害者等給付金支給法) に改正	
平成 16 年	2004 年		「犯罪被害者等基本法」公布 ※平成 17 (2005) 年施行	
平成 17 年	2005 年		「犯罪被害者等基本計画」策定	
平成 18 年	2006 年		「犯罪被害給付制度」改正	
平成 19 年	2007 年		「更生保護法」公布 ※平成 20 (2008) 年施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」公布・一部施行	「こうち被害者支援センター」設立 ※同年 7 月 NPO 法人に認定 ※平成 26 (2014) 年認定 NPO 法人に認定
平成 20 年	2008 年		「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」(犯罪被害者等給付金支給法) を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者等給付金支給法) に改正 「被害者参加制度」、「被害者参加人のための国選弁護制度」、「損害賠償命令制度」開始	
平成 21 年	2009 年		「裁判員制度」開始	
平成 23 年	2011 年		「第 2 次犯罪被害者等基本計画」策定 「犯罪被害者支援要綱」制定 (警察庁)	
平成 27 年	2015 年		「男女共同参画基本計画」(第 4 次) (閣議決定) ※「第 7 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を追加	
平成 28 年	2016 年		「第 3 次犯罪被害者等基本計画」策定	
平成 30 年	2018 年			「性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター (性暴力被害者サポートセンター こうち)」設置

「インターネットによる人権侵害」に関する国内外の動き

年		国連等	国内
平成 12 年	2000 年		「不正アクセス行為の禁止に関する法律」（不正アクセス禁止法）施行
平成 14 年	2002 年		「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）施行 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」公表
平成 15 年	2003 年		「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）公布・一部施行
平成 16 年	2004 年		「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」一部改訂
平成 17 年	2005 年		「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）全面施行
平成 19 年	2007 年		プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 「発信者情報開示関係ガイドライン」公表
平成 20 年	2008 年		「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）改正
平成 21 年	2009 年		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）施行
平成 22 年	2010 年		「青少年インターネット環境整備法」改正
平成 25 年	2013 年	「デジタル時代のプライバシーに対する権利」採択	
平成 26 年	2014 年		「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）施行
平成 29 年	2017 年		「青少年インターネット環境整備法」改正

「災害と人権」に関する国内外の動き

年		国連等	国内	県内
昭和 36 年	1961 年		「災害対策基本法」公布 ※昭和 37 (1962) 年施行	
昭和 53 年	1978 年		「大規模地震対策特別措置法」施行	
昭和 55 年	1980 年		「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行	
平成 2 年	1990 年	国際防災の 10 年 スタート		
平成 7 年	1995 年		「地震防災対策特別措置法」施行	
平成 11 年	1999 年	「国際防災戦略」 採択		
平成 14 年	2002 年		「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」公布 ※平成 15 (2003) 年施行	
平成 17 年	2005 年		「防災基本計画」改正 「男女共同参画基本計画」(第 2 次) (閣議決定)	
平成 20 年	2008 年			「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」制定
平成 21 年	2009 年			「南海トラフ地震対策行動計画」策定
平成 22 年	2010 年		「男女共同参画基本計画」(第 3 次) (閣議決定)	
平成 23 年	2011 年		「防災基本計画」修正	
平成 24 年	2012 年		「防災基本計画」修正 「災害対策基本法」改正	「高知県地域防災計画」の「一般対策編」・「火災及び事故災害対策編」修正 「第 2 期 日本一の健康長寿県構想」策定
平成 25 年	2013 年		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 「災害対策基本法」改正 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」策定 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」策定 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」施行	「南海トラフ地震対策行動計画 第 2 期計画」策定、名称を「高知県南海トラフ地震対策行動計画」に変更
平成 26 年	2014 年			「高知県災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」策定 「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」改正 「高知県地域防災計画」の「震災対策編」修正
平成 27 年	2015 年		「男女共同参画基本計画」(第 4 次) (閣議決定) ※「第 11 分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を追加	
平成 28 年	2016 年		「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」作成	「高知県南海トラフ地震対策行動計画 第 3 期計画」策定
平成 29 年	2017 年		「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」に避難児童生徒に対するいじめ防止対策を盛り込む	

「性的指向・性自認」に関する国内外の動き

年		国連等	国内
平成 15 年	2003 年		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布 ※平成 16 (2004) 年施行
平成 20 年	2008 年		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正
平成 27 年	2015 年		「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」文部科学省通知
平成 28 年	2016 年	「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」採択	

「その他の人権課題」に関する国内外の動き

年		国連等	国内	県内
平成 9 年	1997 年		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法) 施行	
平成 14 年	2002 年		「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	
平成 15 年	2003 年		「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」 施行	
平成 16 年	2004 年		「人身取引対策行動計画」策定	
平成 17 年	2005 年	「北朝鮮人権状況」決議、採択		
平成 18 年	2006 年	「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(強制失踪条約) 採択	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法) 施行	
平成 19 年	2007 年	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択		
平成 20 年	2008 年		「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」見直し 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択	
平成 21 年	2009 年		「人身取引対策行動計画 2009」策定	
平成 23 年	2011 年		「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」(閣議決定) ※「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加	
平成 25 年	2013 年		「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定(新規) 「生活困窮者自立支援法」公布 ※平成 27(2015)年施行	
平成 26 年	2014 年		「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する法律」施行	
平成 28 年	2016 年		「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止法) 施行	
平成 29 年	2017 年		「再犯防止推進計画」策定	
平成 31 年	2019 年			「高知県再犯防止推進計画」策定予定

世界人権宣言

※前文の改行等については、外務省の公表資料に準じた表記にしています。

昭和23（1948）年12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を

有する。

- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

参考資料：世界人権宣言

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

参考資料：日本国憲法（抄）

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日公布

平成 12 年 12 月 6 日施行

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

高知県人権尊重の社会づくり条例

(平成10年3月30日条例第2号)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。

同和問題については、高知県においても行政の責務として長年取り組んできたが、いまだ完全には解決されていない実態がある。

県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかなければならない。

ここに、私たちは、人権という普遍的な文化の創造を目指し、差別のない、差別が受け入れられない人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、市町村及び県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(県の責務等)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的に推進するものとする。

2 知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。

3 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の高揚に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力するものとする。

(人権施策の基本方針)

第5条 知事は、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

(高知県人権尊重の社会づくり協議会)

第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則

(平成 10 年 4 月 1 日規則第 63 号)

改正 平成 11 年 4 月 1 日規則第 49 号 平成 19 年 4 月 1 日規則第 50 号
平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号 平成 26 年 2 月 25 日規則第 4 号
平成 29 年 4 月 1 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県人権尊重の社会づくり条例(平成 10 年高知県条例第 2 号)第 7 条の規定に基づき、高知県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関する事項その他同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 28 人以内で組織する。

(委嘱)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 人権問題に関し学識経験を有する者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員又は増員により新たに委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選によって定める。

4 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会の組織及び運営について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高知県文化生活スポーツ部人権課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則 (平成 11 年 4 月 1 日規則第 49 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日規則第 50 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成 26 年 2 月 25 日規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成 29 年 4 月 1 日規則第 38 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

高知県人権施策推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 全ての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会の実現を目指し、人権施策の円滑かつ適正な推進を図るため、高知県人権施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 高知県人権施策基本方針の推進に関すること。
- 二 人権侵害に関すること。
- 三 その他人権施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 委員長
 - 二 副委員長
 - 三 委員
 - 四 幹事
 - 五 専門幹事
- 2 委員長は、知事をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副知事をもって充てる。
 - 4 委員は、別記1に掲げる者をもって充て、副委員長代理として、文化生活スポーツ部長を充てる。
 - 5 幹事は、別記2に掲げる者をもって充て、幹事長として、文化生活スポーツ部副部長（総括）を充てる。
 - 6 専門幹事は、知事部局、公営企業局、教育委員会事務局、監査委員事務局及び県警本部の職員のうちから、必要に応じて委員長が指名する。

(職務)

第4条 委員長は、推進委員会の事務を統轄する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員及び幹事は、委員長の命を受け、それぞれの職務に応じて委員会の事務に参画し、副委員長代理及び幹事長は、特定の事務に従事する。
- 4 専門幹事は、委員長の命を受け、それぞれの職務に応じて専門の職務に従事する。

(事務局)

第5条 推進委員会の事務を処理するため、推進委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、次長及び局員を置く。
- 3 事務局長は文化生活スポーツ部人権課長の職にある者を、次長は同課課長補佐の職にある者を、局員（事務局長及び次長を除く。）は同課職員をもって充てる。

(雑 則)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記1（委員）

総務部長
危機管理部長
健康政策部長
地域福祉部長
文化生活スポーツ部長
産業振興推進部長
中山間振興・交通部長
商工労働部長
観光振興部長
農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長
土木部長
会計管理者兼会計管理局長
理事・東京事務所長
理事・産学官民連携センター長
教育長
警察本部長
公営企業局長
監査委員事務局長
理事（高知県地産外商公社）
理事（高知県産業振興センター）

別記2（幹事）

総務部副部長（政策調整担当）
危機管理部副部長（総括）
健康政策部副部長（総括）
地域福祉部副部長（総括）
文化生活スポーツ部副部長（総括）
産業振興推進部副部長（総括）
中山間振興・交通部副部長
商工労働部副部長（総括）
観光振興部副部長（総括）
農業振興部副部長（総括）
林業振興・環境部副部長（総括）
水産振興部副部長（総括）
土木部副部長（総括）
会計管理局次長
教育次長（総括）
警察本部警務部参事官
公営企業局次長（総括）
大阪事務所長
商工労働部参事（高知県産業振興センター）

人権カレンダー

1 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
		いのちの電話フリーダイヤルの日 (毎月)				
15	16	17	18	19	20	21
		防災とボランティアの日				
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	〇防災とボランティア週間 (15～21日)			

2 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
世界友情の日 国際友愛の日						
29	〇情報セキュリティ月間					

1 月	10日 (毎月)	いのちの電話フリーダイヤルの日	「いのちの電話」は、一般社団法人日本いのちの電話連盟加盟の団体が実施しており、生活の困難やこころの危機を抱えながら誰にも相談できないで一人で悩んでいる人のための相談電話です。 毎月10日は、フリーダイヤル（無料）の電話相談を午前8時から翌日午前8時まで受け付けています。相談電話番号：0120-783-556
	17日	防災とボランティアの日	平成7（1995）年1月17日に発生した 阪神・淡路大震災 を契機として、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動への認識を深めること等を目的に、この日を「 防災とボランティアの日 」、この日を含む1月15日から21日までの計7日間を「 防災とボランティア週間 」とすることが、平成7（1995）年12月の閣議において了解されました。 期間中は、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のための講演会、講習会、展示会等の行事が、地方公共団体その他関係団体の緊密な協力のもと全国的に実施されています。
	15～21日	防災とボランティア週間	
2 月	22日	世界友情の日・国際友愛の日 (World Scout Friendship Day)	ボーイスカウト・ガールスカウトの創始者 ベーデン・パウエル卿（B-P）夫妻の誕生日 に因んで、昭和38（1963）年のボーイスカウト世界会議で「 世界友情の日 」と定められ、昭和40（1965）年から実施されています。 なお、この日は各地で「B-P祭」等の催しが行われ、ガールスカウトもこの日をシンキングデイ（ 国際友愛の日 ）として活動を行っています。
	月間	情報セキュリティ月間	国民一人ひとりが情報セキュリティについての関心を高め、これらの問題に対応していくために、政府は情報セキュリティに関する普及啓発強化として、平成21（2009）年度から2月を「 情報セキュリティ月間 」と定め、期間中は、政府機関はもとより、広く関係機関、団体の協力のもとに、国民各層の幅広い参加を得た取組を集中的に推進しています。

3 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
国際女性デー		農山漁村女性の日				
15	16	17	18	19	20	21
						国際人種差別撤廃デー
22	23	24	25	26	27	28
		世界結核デー				
29	30	31	○女性の健康週間（1～8日） ○人種差別と闘う人々との連帯週間（21～27日）			

3 月	8日	国際女性デー (International Women's Day)	<p>明治37(1904)年3月8日、ニューヨークで女性労働者が婦人参政権を要求してデモを起こしたことに因んでおり、このデモを受け、ドイツの社会主義者クララ・ツェトキンが、明治43(1910)年にコペンハーゲンで行なわれた国際社会主義者会議で「女性の政治的自由と平等のためにたたかう」記念の日とするよう提唱したことから始まっています。</p> <p>国連では、昭和50(1975)年の「国際婦人年」の3月8日以来、この日を「国際女性デー」（「国際婦人デー」や「国際女性の日」とも呼ばれる）と定め、現在は国連事務総長が女性の十全かつ平等な社会参加の環境を整備するよう、加盟国に対し呼びかける日となっています。なお、海外では、女性を敬い、花を贈る風習のある国も多くあります。</p>
	10日	農山漁村女性の日	<p>女性の社会活動への参加を促し、21世紀の農林水産業、農山漁村の発展に向けて女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として、昭和62(1987)年度に「農山漁村婦人の日」（平成11(1999)年度から「農山漁村女性の日」）が設けられました。</p> <p>この月になったのは、3月上旬は農林漁業の作業が比較的少ない季節であること。10日とされた理由は、農山漁村女性の3つの能力である〈知恵・技・経験〉をトータル（10＝トゥ）に発揮してほしいという関係者の願いが込められているためです。</p> <p>現在もこの日を中心に、農林漁業7団体（全国農業会議所・JA全国女性組織協議会・全国生活研究グループ連絡協議会・全国酪農青年女性会議・全国林業研究グループ連絡協議会女性会議・全国漁協女性部連絡協議会・全国女性農業経営者会議）の主催で全国規模の記念行事が開催されています。</p>
	21日	国際人種差別撤廃デー (International Day for the Elimination of Racial Discrimination)	<p>昭和35(1960)年のこの日、南アフリカのシャープビルで、人種隔離政策（アパルトヘイト）に反対する平和的デモ行進に対し警官隊が発砲し、69人が死亡しました。この事件で国連が人種差別に取り組む契機となったことから、この日に因んで、昭和41(1966)年の国連総会で、「国際人種差別撤廃デー」を定めました。</p>
	24日	世界結核デー (World Tuberculosis Day)	<p>世界保健機関（WHO）では、平成9(1997)年の世界保健総会で、毎年この日を「世界結核デー」とすることを定めました。これは、明治15(1882)年のこの日、ドイツのロベルト・コッホ博士が結核菌を発見し演説したことに因んでいます。</p> <p>なお、医学の進歩で克服されたかに見えていた結核が、再び猛威を振り始めたことから、毎年テーマを掲げ、世界中で結核への意識を高めるイベントなどが行われています。</p>
	1～8日	女性の健康週間	<p>平成19(2007)年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、「女性の健康週間」を創設し、女性の健康づくりを国民運動として展開することとされたのを受け、厚生労働省は、平成20(2008)年1月にこの週間を定め、取組を推進しています。</p>
	21～27日	人種差別と闘う人々との連帯週間	<p>「国際人種差別撤廃デー」の3月21日からの1週間を「人種差別主義と闘う人々との連帯週間」として、世界中で人種差別の撤廃を求める運動が展開されています。</p>

4 月						
1	2	3	4	5	6	7
売春防止法施行 記念日 児童福祉法施行 記念日	世界自閉症啓発 デー					世界保健デー
8	9	10 女性の日 法テラスの日	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	○全国一斉ラブウォークの日（第2土曜日） ○国際盲導犬の日（最終水曜日） ○発達障害啓発週間（2～8日） ○女性週間（10～16日） ○在日朝鮮人歴史・人権週間前期（中旬～下旬）				

4 月	1 日	売春防止法施行記念日	「 売春防止法 」（昭和 31（1956）年公布・昭和 32（1957）年施行）の施行により、赤線が廃止されたため、そのことを記念して定められました
	1 日	児童福祉法施行記念日	「 児童福祉法 」（昭和 22（1947）年公布・昭和 23（1948）年施行）は、戦後間もない中で路上などで生活する戦争孤児たちが多かった世情を背景に制定されました。児童の健全な育成等を基本精神として、児童の福祉に関する基本原則を定めています。この法律で児童相談所や児童福祉施設が設置されました。
	2 日	世界自閉症啓発デー (World Autism Awareness Day)	平成 19（2007）年 12 月の国連総会において、毎年この日を「 世界自閉症啓発デー 」とすることが決議され、世界各地において自閉症に関する啓発の取組が行われています。 我が国でも、「世界自閉症啓発デー」や 4 月 2 日から 8 日までの「 発達障害啓発週間 」において、自閉症をはじめとする発達障害について、社会全体の理解が進むよう、様々な啓発活動を実施しています。
	7 日	世界保健デー (World Health Day)	世界保健機関（WHO） が昭和 23（1948）年 4 月 7 日に設立されたのを記念して定められました。 毎年、この日には、WHO によって国際保健医療に関するテーマが選ばれ、この日を中心に、世界各国でその年のテーマに沿った様々なイベントが開催されています。
	10 日	女性の日	昭和 21（1946）年 4 月 10 日、戦後初の（第 22 回、大日本帝国憲法〈旧憲法〉下の帝国議会の最後の）総選挙で、 初めて女性参政権が行使 され、39 人の 女性代議士が誕生 したことを記念して定められました
	10 日	法テラスの日	日本司法支援センター（愛称：法テラス） は、平成 18（2006）年に、「総合法律支援法」に基づき設立された公的な法人です。 法テラスでは、法人設立日である 4 月 10 日を「 法テラスの日 」と定め、毎年、この日の前後に「法テラスの日」を記念して、全国各地で無料法律相談会や業務時間を延長しての情報提供、街頭啓発活動など様々なイベントを実施しています。
	第 2 日曜日	全国一斉ラブウォークの日	昭和 40（1965）年イギリスで始まりました。発展途上国の子どもたちの救援を歩きながらアピールする催しで、日本では昭和 58（1983）年に「 日本ユニセフ・ラブウォーク協議会 」が発足しました
	最終水曜日	国際盲導犬の日	平成元（1989）年 4 月 12 日（水曜日）にイギリスで「 国際盲導犬学校連盟 」が発足し、その 3 年後の平成 4（1992）年、毎年 4 月の最終水曜日を「 国際盲導犬の日 」と制定し、世界各国でイベントが行われています。
	2～8 日	発達障害啓発週間	「世界自閉症啓発デー」参照（4 月 2 日）
	10～16 日	女性週間	労働省では、4 月 10 日の「女性の日」に因んで、昭和 24（1949）年以来、4 月 10 日に始まる 1 週間を「 婦人週間 」と定め、女性の地位向上のための啓発活動を全国的に展開してきました。 なお、その 50 年目にあたる平成 10（1998）年に名称を「 女性週間 」に改め、取組を継続しています。
中旬～下旬	在日朝鮮人歴史・人権週間前期	日本人と在日朝鮮人が、共に在日朝鮮人の過去の歴史を知り、現在の人権状況を考えることを目的に、平成 19（2007）年から始まった週間です。	

5 月						
1	2	3	4	5	6	7
日本赤十字社 創立記念日		世界報道自由デー 憲法記念日		こどもの日 児童憲章制定記念日 手話の日		
8	9	10	11	12	13	14
世界赤十字デー	第二次大戦中に命を失った全ての 人に追悼を捧げる日			看護の日 国際ナースデー 民生委員・児童 委員の日		
15	16	17	18	19	20	21
国際家族デー			国際親善（善意） デー			対話と発展のた めの世界文化多 様性デー
22	23	24	25	26	27	28
ほじょ犬の日						国際アムステ ィ記念日
29	30	31	○憲法週間（1～7日） ○児童福祉週間（5～11日） ○看護週間（8～14日） ○民生委員・児童委員の活動強化週間（12～18日） ○自由、独立及び人権のために闘うすべての植民地人民との連帯週間 （非自治地域の人々との連帯週間）（25～31日） ○赤十字運動月間 ○消費者月間			

5 月	1 日	日本赤十字社創立記念日	西南戦争の傷病者の救済を目的とした「博愛社」が前身で、明治 19（1886）年我が国がジュネーブ条約に参加することとなり、翌年「博愛社」から「 日本赤十字社 」に改称し、 万国赤十字社同盟 に加盟しました。
	3 日	世界報道自由デー (World Press Freedom Day)	平成 3（1991）年 4 月 29 日から 5 月 3 日まで、ナミビアの首都ウイントフークで開かれた「アフリカの独立した多元的な報道の促進に関するセミナー」というユネスコのセミナーで発表された「 アフリカの独立した多元的な報道の促進に関するウイントフーク宣言 」が採択された日が 5 月 3 日だったことに因んで、報道の自由の重要性を喚起し、各国政府が世界人権宣言の第 19 条に基づく表現の自由を尊重し、支持する義務を認識するために、国連総会で定められた日です。 この日は、ジャーナリズムや表現の自由の分野で世界的に活躍する人を表彰する「ギョレモ・カノ世界報道自由賞」の授与をはじめ、ユネスコや世界新聞協会（WAN-IFRA）等を中心に、報道の自由の啓蒙と奨励のためのイベントが開催されています。
		憲法記念日	昭和 22（1947）年のこの日に「 日本国憲法 」が 施行 されたのを記念して、昭和 23（1948）年施行の「国民の祝日に関する法律」（祝日法）で制定された国民の祝日の一つです。
	5 日	こどもの日	古来から端午の節句として、男子の健やかな成長を願う行事が行われていた日ですが、昭和 23（1948）年施行の「国民の祝日に関する法律」（祝日法）で「 こどもの日 」と制定され、その趣旨は「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」と記されています。
		児童憲章制定記念日	昭和 26（1951）年のこの日に内閣総理大臣が招集した国民の各層・各界を代表する協議員から構成される「 児童憲章制定会議 」により制定されました。その総則には「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるためにこの憲章を定める」とあり、「児童は人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んじられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」という 3 つの理念を示しています。
	手話の日	平成 15（2003）年に日本デフ協会が写真家の後藤田三朗の提唱で制定しました。手話が左右 5 本の指を使うことから 5 月 5 日が「 手話の日 」とされました。また、平成 23（2011）年の「障害者基本法の一部を改正する法律」の公布・施行により、初めて法律により「 手話 」が 言語 として認められました。	

5 月	8日	世界赤十字デー	<p>赤十字の創始者、アンリー・デュナンの生誕日であるこの日を、国際赤十字では「世界赤十字デー」と定めています。これは昭和23(1948)年の第20回赤十字社連盟理事会で決議され、毎年、各国赤十字社は、赤十字の精神や事業を普及する活動を行っています。</p> <p>なお、この日を含む5月を「赤十字運動月間」としています。</p>
	8・9日	第二次大戦中に命を失った全ての人に追悼を捧げる日	<p>平成16(2004)年に国連総会は、この日を追悼と和解の日と指定すると宣言し、加盟国や国連諸機関、NGOなどに、ふさわしい形で記念し、戦争でなくなった全ての人を追悼するよう要請しています。</p>
	12日	看護の日・国際ナースデー (International Nurses Day)	<p>平成2(1990)年12月に厚生省(現厚生労働省)により、国民の看護及び看護職に対する理解を深めるとともに、その社会的評価を高めていくための記念日として「看護週間」とともに制定され、平成3(1991)年より実施されています。なお、この日は、近代看護を築いたフローレンス・ナイチンゲールの生誕日です。</p> <p>また、昭和40(1965)年から、国際看護師協会(本部:ジュネーブ)は、この日を「国際ナースデー」に定めています。</p>
	12日	民生委員・児童委員の日	<p>昭和52(1977)年に当時の全国民生委員児童委員協議会(現全国民生委員児童委員連合会)が定めたもので、大正6(1917)年5月12日に民生委員・児童委員制度の前身の「岡山県済世顧問制度設置規定」が公布されたことに由来するものです。</p> <p>なお、この日は、民生委員・児童委員の存在について地域の住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築くことを目的に、様々なPR活動等が展開されています。</p>
	15日	国際家族デー (International Day of Families)	<p>平成5(1993)年に国連総会で定められた日で、各国が家族問題に対する認識を高め、家族関連の問題に取り組む能力を高めるために定められています。</p>
	18日	国際親善(善意)デー	<p>明治32(1899)年のこの日、ロシア皇帝・ニコライ2世の提唱により、オランダのハーグで日本を含む26カ国が集まり、第1回万国平和会議が開かれ、「国際紛争平和的処理条約」、「陸戦の法規慣例に関する条約」などが結ばれたことを記念して定められました。</p> <p>日本では、昭和6(1931)年からイベント等が行われています。</p>
	21日	対話と発展のための世界文化多様性デー (World Day for Cultural Diversity for Dialogue and Development)	<p>昭和14(2002)年に国連総会で定められた日で、この日の目的は、文化の多様性を増進させ、文化が持つ有・無形の遺産、創造的産業、商品及びサービスのような文化の全ての形態を増進させるために、あらゆる主体(政府、政策立案者、市民社会団体、地域社会、文化専門家など)が参加できる機会を設けることであるとしています。</p>
	22日	ほじょ犬の日	<p>平成14(2002)年5月22日の「身体障害者補助犬法」の成立を記念し、介助犬の育成や啓発等に取り組む「日本介助犬協会」が制定しています。</p> <p>「身体障害者補助犬法」は、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬をいいます。)の育成や補助犬の同伴による施設等の利用の円滑化により障害のある人の自立や社会参加の促進を目的としています。</p>
	28日	国際アムネスティ記念日	<p>昭和36(1961)年のこの日、政治的権力による人権侵害等から守るための国際的な民間団体「アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International=国際人権救援機構)」が発足したのを記念する日です。</p> <p>この団体は、国際連合との協議資格を持つ、国際的に影響力の大きい非政府組織(NGO)で、国際法に則って、死刑の廃止、人権擁護、難民救済など良心の囚人を救済、支援する活動を行っています。</p>
	30日	消費者の日	<p>「消費者基本法」改正前の「消費者保護基本法」が、昭和43(1968)年のこの日に施行されたことから、その施行10周年を機に、昭和53(1978)年、経済企画庁(現内閣府)によって制定され、昭和63(1988)年からは同法20周年を機に、毎年5月が「消費者月間」となっています。現在は、消費者庁を中心に被害防止のための啓発活動が行われています。</p>
	1～7日	憲法週間	<p>昭和25(1950)年に実施された憲法施行3周年式典にあわせて、憲法の意義について国民に再確認してもらうことを目的として、最高裁判所が中心となって「憲法記念週間」として始められました。</p> <p>昭和28(1953)年からは、法務省、検察庁、弁護士会の協力で実施されるようになり、昭和31(1956)年に現在の名称に改称されています。</p>
5～11日	児童福祉週間	<p>日本の児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるための週間として、厚生省(現厚生労働省)が、昭和22(1947)年から実施しており、こどもの日(5月5日)を初日とした1週間となっています。</p> <p>なお、期間中は、児童福祉に因んだ行事が行われるほか、一部の子ども向け施設で子どもの入場料について無料、又は割引料金を適用するなどのイベントも実施されています。</p>	

5 月	8～14日	看護週間	平成2（1990）年12月に厚生省（現厚生労働省）により、国民の看護及び看護職に対する理解を深めるとともに、その社会的評価を高めていくための「 看護の日 」とともに制定され、平成3（1991）年より実施されています。 なお、期間中は、各地において看護体験や保健相談などが実施され、看護に対する意識向上を図る啓発事業が行われています。
	12～18日	民生委員・児童委員の活動強化週間	「民生委員・児童委員の日」参照（5月12日）
	25～31日	自由、独立および人権のために闘うすべての植民地人民との連帯週間(非自治地域の人民との連帯週間)	平成11（1999）年、国連総会は、毎年5月25日から始まる1週間を「 非自治地域の人民との連帯週間 」とするよう、非植民地化特別委員会に要請しました。 この週間は、もともと昭和47（1972）年に、「 自由と独立と平等な権利のために闘う南部アフリカ、ギニア（ビサウ）及びカーボベルデの植民地人民との連帯週間 」として、「 アフリカ解放記念日 」である5月25日から開始されることが宣言されていたことに由来します。
	月間	赤十字運動月間	「世界赤十字デー」参照（5月8日）
	月間	消費者月間	「消費者の日」参照（5月30日）

6 月						
1	2	3	4	5	6	7
人権擁護委員の日			侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー	環境の日（日本） 世界環境デー（世界）	補聴器の日	母親大会記念日
8	9	10	11	12	13	14
				児童労働反対世界デー	小さな親切の日	
15	16	17	18	19	20	21
					世界難民デー	
22	23	24	25	26	27	28
らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日	沖縄慰霊の日			国民憲章調印記念日 国際麻薬乱用・不正取引防止デー 拷問の犠牲者を支援する国際デー		
29	30	○HIV検査普及週間（1～7日） ○ハンセン病を正しく理解する週間（25日を含む週の日曜日から土曜日） ○環境月間 ○外国人労働者問題啓発月間				

6 月	1 日	人権擁護委員の日	人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域の人に人権に関する啓発活動や人権相談などを行っています。 全国人権擁護委員連合会 では、「 人権擁護委員法 」が施行（昭和24（1949）年）された日を記念して、この日を定め、毎年、「全国一斉人権擁護委員の日特設人権相談所」を開設したり、人権への理解を深めてもらうための活動に取り組んでいます。
	4 日	侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー (International Day of Innocent Children Victims of Aggression)	昭和57（1982）年、パレスチナに関する国連緊急特別総会において、 イスラエルの侵略行為によるパレスチナ・レバノンの大多数の幼児の犠牲 が報告されたことに因んで定められた日です。
	5 日	環境の日（日本） 世界環境デー（世界） (World Environment Day)	昭和47（1972）年のこの日からストックホルムで開催された「 国連人間環境会議 」を記念して、「 世界環境デー 」が定められており、世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするための様々な行事が行われています。 また、日本では「 環境基本法 」（平成5（1993）年施行）において「 環境の日 」が定められており、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという「環境の日」の趣旨を明らかにし、この趣旨にふさわしい各種の行事等が実施されています。
	6 日	補聴器の日	平成11（1999）年に 有限責任中間法人日本補聴器販売店協会 と 有限責任中間法人日本補聴器工業会 が制定した記念日です。 この日とした理由は、6を2つ向かい合わせにすると耳の形に見えることや、耳に補聴器を装着すると聞こえの弱った耳（3月3日）に更に補聴器という聞こえを補うことから、3月3日×2＝6月6日という意味合いからです。 なお、制定の目的は、①補聴器の日を中心にして、補聴器が人々の生活のなかで身近なものとなるように。②補聴器を通して、多くの人々が抱える「聞こえ」についての悩みが、改善されていくように。③21世紀に向けて新しいバリアフリー社会の創造に貢献できるように。としています。
	7 日	母親大会記念日	昭和29（1954）年、アメリカがビキニ環礁で水爆実験を行ったことをきっかけに、平塚らいてう等日本婦人団体連合会は、国際民主婦人連盟に原水爆禁止を提案し、世界母親大会がスイスで開かれました。 これに先立ち 第1回日本母親大会が東京・豊島公会堂で開催 され、その開催日を記念日としています。 なお、その後もこの日に、「生命を生みだす母親は、生命を育て、生命を守ることをのぞみます」のスローガンのもとに、生命と暮らし、子どもと教育、平和、女性の地位向上などに関する分科会や講演会などが開催されています。
12 日	児童労働反対世界デー (World Day against Child Labour)	平成14（2002）年、国際労働機関（ILO）は 世界の目を児童労働に向け、児童労働を撲滅する必要性を世界に訴える ために定めた日です。大勢の人がこの問題について考え、取り組み、行動を起こしてもらうために、世界中で様々なイベントが行われています。	

6 月	13日	小さな親切の日	昭和38(1963)年の東京大学の卒業式の告辞のなかで、茅誠司総長が「小さな親切を勇気を持ってやってほしい」と言ったことがきっかけとなり、同年6月13日に茅氏をはじめとする8名の提唱者が、「 小さな親切 」運動本部を発足させたことに由来する日です。 日常生活のなかでの善意を広めることに重点をおき、個人や団体の顕彰、各種コンクールや清掃活動の実施などの取組が行われています。
	20日	世界難民デー (World Refugee Day)	平成13(2001)年が、「 難民の地位に関する条約 」(昭和26(1951)年)の50周年にあたること。また、アフリカ統一機構(OAU)が6月20日の「 アフリカ難民の日 」と同日に国際的な難民の日を設けることに同意したことから、国連総会は平成12(2000)年12月に、翌平成13(2001)年からこの日を設けることを決定しました。
	22日	らい予防法による被害者の 名誉回復及び追悼の日	厚生労働省は、平成21(2009)年度から、「 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律 」(平成13(2001)年)の施行日であるこの日を定めました。それ以降、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、厚生労働省主催による追悼、慰霊及び名誉回復の行事が毎年行われています。
	23日	沖縄慰霊の日	昭和20(1945)年のこの日に、 沖縄戦の組織的戦闘が終結 したことに因んで、琉球政府及び沖縄県が定めた記念日です。 本土復帰前は、公休日とされていましたが、昭和47(1972)年の本土復帰後は、日本の法律が適用となり、休日としての法的根拠を失いましたが、平成3(1991)年に沖縄県の自治体が、休日条例で「慰霊の日」を休日と定めたことにより、再び正式な休日となっています。 なお、この日には、昭和37(1962)年から、沖縄県が主催する「沖縄全戦没者慰霊祭」が、糸満市の平和祈念公園で行なわれています。
	26日	国民憲章調印記念日	昭和20(1945)年のこの日、サンフランシスコ会議で「 国連憲章 」が調印されたのを記念して定められました。
		国際麻薬乱用・不正取引 防止デー (International Day against Drug Abuse and Illicit Trafficking)	昭和62(1987)年6月26日に「 薬物乱用統制における将来の包括的多面性アウトライン 」を採択した「薬物乱用・不正取引防止に関する国際会議」の勧告に従い、国連総会は、この日を薬物乱用なき国際社会という目標の達成に向けて、更なる行動と協力を促進する決意を表明する日として定めました。
		拷問の犠牲者を支援する 国際デー (International Day in Support of Victims of Torture)	国連総会は平成9(1997)年、経済社会理事会の勧告を受け、この日を定めました。この日は、拷問を根絶させ、また、昭和62(1987)年6月26日に発効した昭和59(1984)年の「 拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰を禁止する条約 」を有効に機能させることをねらいに設けられています。
	1～7日	HIV検査普及週間	平成18(2006)年度からこの週間の取組が始っており、HIVやエイズに対する国民の関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るため、国や都道府県等では、街頭キャンペーン、無料検診や検査時間延長等の活動を実施しています。
	23～29日	男女共同参画週間	「 男女共同参画基本法 」の公布・施行日である平成11(1999)年6月23日に因んで、男女共同参画推進本部が平成12(2000)年12月に定め、平成13(2001)年から、様々な取組が実施されています。
	25日を含む週の日曜日 から土曜日	ハンセン病を正しく理解する 週間	厚生省(現厚生労働省)が昭和39(1964)年に定めており、らい病(ハンセン病)の予防と患者の救済に深い関心を寄せられていた 大正天皇の貞明皇后の誕生日 に由来します。 この期間中には、ハンセン病に対する正しい知識をさらに普及させ、偏見をなくしていくために、広報や講演会、ハンセン病療養所の見学、訪問等の取組が行われています。
月間	環境月間	環境庁により、平成3(1991)年度から6月を「 環境月間 」(昭和48(1973)年度～平成2(1990)年度までは、6月5日を初日とする「 環境週間 」)とし、全国で様々な行事が行われています。	
月間	男女雇用機会均等月間	厚生労働省は、「 男女雇用機会均等法 」の公布日である昭和60(1985)年6月1日を記念してこの月間を設け、職場における男女の均等な取扱いや、女性が活躍する社会の実現を目指して、均等法や「 ポジティブ・アクション 」への認識・理解を深める周知活動等を実施しています。	
月間	外国人労働者問題啓発月間	厚生労働省は、外国人労働者問題に関し、事業主をはじめ国民の一層の理解と協力を求めることを目的として、この月間を設けています。	

7 月						
1	2	3	4	5	6	7
国民安全の日 更生保護の日	ユネスコ加盟記念の日					
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
				女性大臣の日		
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	○勤労青少年の日（第3土曜日） ○部落差別をなくする運動強調週間（10～20日） ○青少年の非行・被害防止全国強調週間 ○社会を明るくする運動強調週間			

7 月	1日	国民安全の日	国民の一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等、国民の日常生活の安全をおびやかす災害の発生の防止を図るため、政府は昭和35（1960）年に、「国民安全の日」を創設し、安全意識の高揚、安全水準向上のための国民運動を展開しています。
		更生保護の日	法務省が、犯罪非行を未然に防止すると同時に、罪を犯した人や非行をした少年の更生と、円滑な社会復帰を促進するために、「犯罪者予防更生法」の施行日（昭和24（1949）年）に因んで定めた日です。 なお、「社会を明るくする運動」の初日として、各種行事が行われています。
	2日	ユネスコ加盟記念の日	昭和21（1946）年に国連の専門機関として発足したユネスコ（UNESCO：国連教育科学文化機関）に、日本が昭和26（1951）年7月2日に加盟したのを記念して定められました。
	19日	女性大臣の日	昭和35（1960）年のこの日、日本初の女性大臣が誕生したことを記念して定められました。具体的には、岸信介内閣の後を受けて池田勇人内閣が発足し、中山マサ栄衆議院議員が厚生大臣として入閣しました。
	第3土曜日	勤労青少年の日	厚生労働省では、毎年7月の第3土曜日を、「勤労青少年福祉法」で「勤労青少年の日」と定め、働く若者の福祉について、広く国民の関心と理解を深めることを目的に、啓発活動を実施しています。
	10～20日	部落差別をなくする運動強調週間	同問題の解決に向け、県民一人ひとりが取組を進めていく必要があることを広く県民にアピールするため、高知県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。
	月間	青少年の非行・被害防止全国強調週間	内閣府では、国際児童年を契機に昭和54（1979）年度以来、毎年7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調週間」としてきましたが、平成22（2010）年度、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調週間」と名称変更しています。 なお期間中は、青少年の非行防止等について、国民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施しています。
	月間	社会を明るくする運動強調週間	この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。 昭和26（1951）年に法務府（現法務省）は、「社会を明るくする運動」と名付け取り組むことにしました。 なお、第60回（平成22（2010）年）からは、新名称「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が定められています。

8 月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9 世界の先住民の 国際デー	10	11	12 国際青少年デー	13	14
15 終戦の日	16	17	18	19	20	21
22	23 奴隷貿易とその 廃止を記念する 国際デー	24	25	26	27	28
29	30	31	○在日朝鮮人歴史・人権週間後期（中旬～9月初旬）			

8 月	9 日	世界の先住民の国際デー (International Day of the World's Indigenous People)	<p>「世界の先住民の国際の 10 年」（平成 6（1994）年～平成 16（2004）年）の期間中、毎年この日を「世界の先住民の国際デー」とすることが平成 6（1994）年の国連総会で決定されました。</p> <p>この日は、昭和 57（1982）年に人権促進・保護小委員会の先住民作業部会が第 1 回会合を開いた日に由来しています。</p> <p>なお、平成 16（2004）年 12 月 20 日の決議の規定によって、総会は「第 2 次世界の先住民の国際の 10 年」（平成 17（2005）年～平成 26（2014）年）を宣言しました。同時に、第 2 次の 10 年の期間中もニューヨーク、ジュネーブ、その他の国連事務所で引き続き「世界の先住民の国際デー」を毎年記念することを決めています。</p>
	12 日	国際青少年デー (International Youth Day)	<p>平成 3（1991）年にオーストリアのウィーンで開催された「第 1 回国連システムにおける世界青少年フォーラム」に出席した青少年たちの意見に端を発しています。</p> <p>その結果、ポルトガル政府は、国際連合との協力のもと、「第 1 回青少年に関する世界閣僚会議」を平成 10（1998）年にリスボンで開催し、この日を「国際青少年デー」と宣言する決議を採択しています。</p> <p>その後、平成 11（1999）年の国連総会の「青少年に関する政策と計画」の決議のなかで、「第 1 回青少年に関する世界閣僚会議」の提案を支持することを表明し、さらに総会は、「2002 年まで、およびそれ以降のための世界青少年行動計画」に対する認識を高める方法として、「国際青少年デー」を支援する広報活動を行うよう勧告しています。</p> <p>なお、第 1 回「国際青少年デー」は、平成 12（2000）年から実施されています。</p>
	15 日	終戦の日	<p>昭和 20（1945）年のこの日、玉音放送（昭和天皇による終戦の詔書の朗読放送）により、第二次世界大戦（太平洋戦争（大東亜戦争））における日本の降伏が国民に公表されました。</p> <p>昭和 38（1963）年 5 月の閣議決定により、同年からこの日に政府主催で「全国戦没者追悼式」が行われるようになり、昭和 40（1965）年からは、東京都千代田区の日本武道館で開催されています。</p> <p>昭和 57（1982）年 4 月には、この日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とすることが閣議決定され、現在はこの閣議決定に基づいて毎年この日に「全国戦没者追悼式」が行われています。</p>
	23 日	奴隷貿易とその廃止を記念する国際デー (International Day for the Remembrance of the Slave Trade and Its Abolition)	<p>寛政 3（1791）年 8 月 23 日、カリブ海のセントドラミンゴで始まった奴隷の反乱に端を発し、初の黒人による共和国設立に結びついたことを踏まえて、この日が定められています。</p>
	中旬～ 9月初旬	在日朝鮮人歴史・人権週間後期	<p>日本人と在日朝鮮人が、共に在日朝鮮人の過去の歴史を知り、現在の人権状況を考えることを目的に、平成 19（2007）年から始まった週間です。</p>

9 月						
1	2	3	4	5	6	7
防災の日						
8	9	10	11	12	13	14
国際識字デー		世界自殺予防デー	警察相談の日			
15	16	17	18	19	20	21
老人の日						国際平和デー 世界アルツハイマーデー
22	23	24	25	26	27	28
孤児院の日						
29	30	○防災週間（8月30日～9月5日） ○老人週間（15～21日） ○全国一斉「高齢者・障害者の人権あしん相談」強化週間（9月中で設定） ○障害者雇用支援月間 ○発達障害福祉月間 ○自殺予防週間（10～16日） ○結核予防週間（24～30日） ○知的障害福祉月間 ○世界アルツハイマー月間				

9 月	1日	防災の日	<p>大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災は、死者・行方不明者10万5千余人という大惨事になりました。</p> <p>この震災を教訓として、「防災の日」は、災害を防ぐための知識や心構えを広く国民に理解してもらうことを目的に定められています。</p> <p>毎年、この日を中心として、全国各地で防災訓練や防災フェアなどの行事が実施されています。</p>
	8日	国際識字デー (International Literacy Day)	<p>昭和40(1965)年のこの日、イランのパーレビ国王が軍事費の一部を識字教育にまわす提案をしたことを記念し、平成2(1990)年に国連が、「国際識字デー」として決めました。</p>
	10日	世界自殺予防デー (World Suicide Prevention Day)	<p>平成15(2003)年に世界保健機構(WHO)と国際自殺予防学会(IASP)が共同でスウェーデンのストックホルムで開催した「世界自殺防止会議」において、自殺に対する注意・関心を喚起し、自殺防止のための行動を促進することを目的として定められました。</p>
	11日	警察相談の日	<p>平成11(1999)年に警察庁が、警察への電話相談番号「#9110」を広く知ってもらうために制定しました。「#9110」は、ストーカーや家庭内暴力、悪質商法など、生活の安全安心に関する悩み事を相談できる手段として、平成元(1989)年から運用され、この日に限らず1年中相談を受け付けています。</p>
	15日	老人の日	<p>「国民の祝日に関する法律」が改正され、「敬老の日」が「9月15日」から「9月の第3月曜日」に改められたため、平成14(2002)年からは9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」としています。</p>
	21日	国際平和デー (International Day of Peace)	<p>昭和56(1981)年、国連総会は9月の通常総会開会日を「正式に「国際平和デー」とし、全ての国家と民族内で、またそれら相互の間で、平和という理念を称え、強化していく日とする」ことを宣言しました。</p> <p>なお、平成13(2001)年9月には、「国際平和デー」を平成14(2002)年から毎年9月21日とし、全ての人々の関心を喚起し、この日に平和を祝い、祈念することを決定しました。</p> <p>総会は以後、この日を全世界の停戦と非暴力の日とし、一日、戦争行為を中断するよう全ての国家と人民に呼びかけていくものとすると宣言しています。</p> <p>また、加盟国や国連機関、地域機関、NGOに対して、この日を祝い、世界規模での停戦を確立するために国連と協力するよう、呼びかけも行っています。</p>
		世界アルツハイマーデー (World Alzheimer's Day)	<p>平成6(1994)年、「国際アルツハイマー病協会(ADI)」は、世界保健機構(WHO)と共同で、この日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心にアルツハイマー病の啓発を実施しています。</p> <p>この日に定めたのは、平成6(1994)年にスコットランドのエジンバラで第10回国際アルツハイマー病協会国際会議が開催され、その会議の初日に由来します。</p> <p>なお、平成24(2012)年からは、9月を「世界アルツハイマー月間」として、世界各国で啓発活動を行っています。</p> <p>我が国でも、ポスターやリーフレットを作成して、認知症への理解を呼びかけています。</p>

9 月	22日	孤児院の日	<p>明治20(1887)年のこの日、日本で初めてとなる孤児院「孤児教育会」が設立されたのに因んで定められた日です。</p> <p>創設者は石井十次で、生涯を孤児救済に捧げています。</p> <p>現在は、石井十次顕彰会や石井十次記念館が設立され、児童福祉事業の先駆者として称えられています。</p>
	8月30日 ～ 9月5日	防災週間	<p>毎年9月1日の「防災の日」を中心とする8月30日から9月5日までを「防災週間」とすることが、昭和57(1982)年5月に閣議了承され、政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が災害についての認識を高めることなどを目的として、取組が行われています。</p>
	10～16日	自殺予防週間	<p>平成19(2007)年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において定められています。</p> <p>この期間は、集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気付いたときの対応方法等について、国民の理解の促進を図ることを目的としています。</p>
	15～21日	老人週間	「老人の日」参照(9月15日)
	24～30日	結核予防週間	<p>厚生労働省が「結核予防週間」を定めており、この期間中、結核に関する正しい知識の普及啓発を図ることとしています。</p> <p>具体的には、「結核予防会」が、周知ポスターやパンフレット等を作成・配布するとともに、「全国一斉複十字シール運動キャンペーン」として、全国各地で街頭募金や無料結核検診、健康相談等を実施し、結核予防の大切さを伝えています。</p>
	9月中で設定	全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間	<p>全国の法務局・地方法務局では、常設の人権相談所を設置するなどして、高齢者・障害者の人権に関する相談に応じています。</p> <p>そうしたなか、毎年、9月前半の7日間を「全国一斉『高齢者・障害者の人権あんしん相談』強化週間」として、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土日も電話相談に応じ、その活動の強化を図っています。</p>
	月間	障害者雇用支援月間	<p>厚生労働省並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、毎年9月を「障害者雇用支援月間」とし、事業主のみならず、広く国民に対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するために、様々な啓発活動を展開しています。</p>
	月間	知的障害福祉月間	<p>財団法人日本精神薄弱者福祉連盟(現公益財団法人日本知的障害福祉連盟)が制定しています。</p> <p>以前は「精神薄弱者福祉月間」という名称でしたが、平成10(1998)年、日本精神薄弱者福祉連盟の日本知的障害福祉連盟への名称変更にもない、月間の名称も変更になっています。</p>
	月間	発達障害福祉月間	<p>公益社団法人日本発達障害福祉連盟は、毎年9月を「発達障害福祉月間」とし、障害の理解と福祉の向上を目的に、全国に各種取組を働きかけています。</p> <p>中央行事としては、セミナーや映画上映、講演、シンポジウムなどを行っており、厚生労働省も後援をしています。</p>
月間	世界アルツハイマー月間	「世界アルツハイマーデー」参照(9月21日)	

10月						
1	2	3	4	5	6	7
福祉用具の日 国際高齢者デー 法の日	国際非暴力デー				国際協力の日	
8	9	10 世界メンタルヘルスデー 目の愛護デー	11 安全・安心なまちづくりの日	12	13 国際防災デー	14
15 たすけあいの日	16 世界食糧デー	17 貧困撲滅のための国際デー	18	19	20	21 国際反戦デー
22	23	24 国連デー	25	26	27	28
29	30	31	○「法の日」週間（1～7日） ○精神保健福祉普及運動（10月中で設定） ○高齢者雇用促進週間 ○里親週間 ○共同募金運動（10月1日スタート）			
					○仕事と家庭を考える週間 ○情報化週間	

10月	1日	福祉用具の日	<p>多くの人に福祉用具を知ってもらい、社会全体が福祉用具を身近に感じられるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会が平成14（2002）年からこの日を「福祉用具の日」とし、福祉用具の普及・啓発キャンペーンを全国一斉に取り組み始めました。</p> <p>なお、この日としたのは、平成5（1993）年の「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」の施行日に因んで定めています。</p> <p>また、その前後1か月間（9月1日から10月31日）を「福祉用具の日」推進週間として、全国一斉に福祉用具の普及・啓発キャンペーンを展開しています。</p>	
		国際高齢者デー (International Day of Older Persons)	<p>国連総会は、平成2（1990）年12月の決議によって、この日を「国際高齢者デー」に定めました。これは、昭和57（1982）年の「高齢者問題世界会議」で採択され、同年に国連総会によって承認を得た「高齢化に関する国際行動計画」など、国連が主導してきたものを受けて設けています。</p>	
		法の日	<p>法を尊重し、法によって基本的人権を擁護し、社会秩序を確立する精神の高揚を図ることを目的として、昭和35（1960）年にこの日が定められました。</p> <p>以来これに基づいて、裁判所、法務省、検察庁及び日本弁護士連合会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間として、「法の日」の趣旨の徹底を図るため、講演会、座談会、無料法律相談など、各種の行事を実施しています。</p>	
		2日	国際非暴力デー (International Day of Non-Violence)	<p>平成19（2007）年6月の国連総会で、この日を「国際非暴力デー」と定め、同年から取組が行われています。なお、この日としたのは、インド独立運動の指導者であり、かつ非暴力の哲学と実践の先駆者であるマハトマ・ガンジーの誕生日に由来しています。</p> <p>総会決議の際には、「非暴力デー」は、「教育や国民意識を高める運動を通して非暴力のメッセージを広める」ための機会となるもので、決議は、「非暴力の原則の普遍的意義」及び「平和、寛容、理解及び非暴力の文化を実現する」意思を再確認しています。</p>
		6日	国際協力の日	<p>昭和29（1954）年のこの日、日本はコロンボ計画（アジア及び太平洋地域諸国の経済社会開発を促進することを目的として昭和25（1950）年1月に発足した地域協力機構）への加盟を閣議決定し、開発途上国に対する政府開発援助（ODA）を開始しました。</p> <p>政府は、これを記念して、閣議了解によりこの日を「国際協力の日」と定め、国際協力への国民の理解と参加を呼びかける取組を行っています。</p> <p>なお、この日の前後の週末には、毎年、日本国内最大級の国際協力イベントである「グローバルフェスタ JAPAN」が開催されています。</p>
	10日	世界メンタルヘルスデー (World Mental Health Day)	<p>平成4（1992）年にNGOの「世界精神衛生連盟」（WFMIH）が、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、人々に体験発表の場を設けるために、この日を定めました。世界保健機構（WHO）も協賛し、国際デーとなっています。</p>	

10 月	10日	目の愛護デー	昭和6（1931）年に中央盲人福祉協会が提唱した「視力保存デー」の活動がきっかけで、戦後に「目の愛護デー」と改称されました。なお、「10・10」を横に倒した形が眉毛と目の形に見えることから10月10日とされました。 日本眼科医会が参加し、目の伝染性疾患の予防に関する知識の普及や失明者への福祉運動などの行事が行われています。
	11日	安全・安心なまちづくりの日	犯罪に強い社会の実現のため、政府では、平成17（2005）年12月に、毎年この日を「安全・安心なまちづくりの日」に決定し、安全・安心なまちづくりの趣旨や必要性を広く広報するとともに、自主防犯活動への積極的な参加を呼びかけています。 当日及びその前後の期間では、全国各地で安全・安心なまちづくりの推進に向けた様々な取組が実施されています。
	13日	国際防災デー (International Day for Natural Disaster Reduction)	「国際防災の10年」（平成2（1990）年～平成11（1999）年）の趣旨を広く周知し、災害に対する備えを含め、災害を予防し、自然災害による被害を減らす取組を世界共通の文化として広めるため、平成元（1989）年12月、国連総会において、毎年10月第2水曜日を「国際防災デー」とすることが定められました。 そして、平成21（2009）年の国連総会において、10月13日を「国際防災デー」とすることが定められました。
	15日	たすけあいの日	社会福祉法人全国社会福祉協議会が、昭和40（1965）年に定めており、日常生活での助け合いや、地域社会でのボランティア活動への積極的な参加を呼びかける日としています。
	16日	世界食糧デー (World Food Day)	国連食糧農業機関（FAO）が昭和20（1945）年のこの日に設立されたことに因み、世界の飢餓や貧困を克服する活動を広げるために昭和56（1981）年に制定されました。
	17日	貧困撲滅のための国際デー (International Day for the Eradication of Poverty)	昭和62（1987）年、貧困、飢え、暴力、恐怖の犠牲者に敬意を表するため、10万人がフランス・パリのシャイヨ宮の人権広場に集まったのが最初の活動です。 なお、この呼びかけをしたのは国際運動A.T.D.第四世界を創設したフランスの活動家ヨゼフ・レシンスキです。 こうしたことを踏まえ、平成11（1999）年12月の国連総会において、多くの国でこの日が、「極貧に打ち克つための世界デー」となっていることから、この日を「貧困撲滅のための国際デー」とすることが宣言されました。
	21日	国際反戦デー	昭和41（1966）年10月21日に、日本労働組合総評議会（総評）が「ベトナム反戦統一スト」を実施し、それと同時に全世界の反戦運動団体にもベトナム戦争反対を呼びかけたことに由来します。 今もなお、反戦運動にとっては重要な記念日となっており、この日にあわせて各種集会が開かれています。
	24日	国連デー (United Nations Day)	昭和20（1945）年のこの日、同年6月に定められた「国連憲章」に基づき、「国際連合（国連）」が発足したことを記念する日として定められています。
	1～7日	「法の日」週間	「法の日」参照（10月1日）
	10月中で設定	精神保健福祉普及運動	「精神保健福祉普及運動」は、精神障害者の福祉の増進と国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。地域社会における精神保健と精神障害者の福祉に関する理解を深め、精神障害者の早期治療、そして、社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、併せて、精神障害発生予防や国民の精神的健康の保持・増進を図るため、毎年全国大会を関係省庁と関係団体の後援のもとに実施しています。
	月間	高齢者雇用促進月間	厚生労働省は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者等のための総合的な雇用・就業対策を推進しており、この施策の効果を高め、高齢者雇用が一層進展するよう、毎年10月を「高齢者雇用促進月間」と定め、事業主をはじめ、広く国民全体の理解と協力を求めることを目的とした各種啓発広報等の事業を展開しています。
	月間	仕事と家庭を考える月間	厚生労働省は、平成7（1995）年度から毎年10月を「仕事と家庭を考える月間」として、仕事と家庭の両立について、社会全般の理解を深めるための活動を展開しています。
月間	里親月間	厚生省（現厚生労働省）が昭和29（1954）年から実施しており、この期間、里親・職親の登録促進、児童委託の促進、里親の養育技術の向上と相互連携の強化が図られ、里親の研修会や一日里親等の行事が行われています。	

参考資料：人権カレンダー

10 月	月間	情報化月間	<p>情報化社会の発展を進めていくためには、国民が情報化を正しく認識し、理解することが不可欠ことから、政府は、昭和 47（1972）年以来、毎年 10 月の第 1 週を「情報化週間」と定め、さらに、昭和 57（1982）年度からは、10 月を「情報化月間」と改め、広く一般国民を対象とし、様々な情報化に関する啓発・普及のための各種行事を実施しています。</p>
	<p>10 月 1 日 ～12 月 31 日</p> <p>※一部地 域では 3 月 31 日まで</p>	共同募金運動	<p>「赤い羽根」をシンボルとする「共同募金運動」は、地域福祉の推進を図るために、社会福祉施設、NPO 法人やボランティア団体などの様々な福祉活動を支援するための募金となっています。</p> <p>10 月 1 日から全国一斉に行われています（12 月中は、「歳末たすけあい募金」も併せて行います）。</p>

11 月						
1	2	3	4	5	6	7
点字記念日			ユネスコ憲章記念日			
8	9	10	11	12	13	14
			世界平和記念日 介護の日			
15	16	17	18	19	20	21
	国際寛容デー			国際男性デー	世界こどもの日	世界あいさつの日
22	23	24	25	26	27	28
			女性に対する暴力撤廃の国際デー		更生保護記念日	
29	30	○福祉人材確保重点実施期間（4～17日） ○女性に対する暴力をなくす運動（12～25日） ○最低賃金周知旬間（21～30日） ○犯罪被害者週間（25～12月1日） ○家族の週間（第3日曜日の前後各1週間） ○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月中で設定） ○子供・若者育成支援強調週間 ○児童虐待防止推進週間 ○過労死等防止啓発月間				

11 月	1日	点字記念日	<p>明治23(1890)年、日本語用の点字が決められたのを記念して定められています。それまでは、日本語を点字で表す時は、欧米の点字を利用したローマ字つづりにより表現されていたので、官立東京盲啞学校長の小西信八が、かな文字にあった点字の研究を依頼し、教員や生徒から3つの案が出されました。それらを検討した結果、この日開かれた日本点字選定会で、教員の石川倉次が考案した石川案が満場一致により正式に採用されました。</p>
	4日	ユネスコ憲章記念日	<p>昭和21(1946)年のこの日、「ユネスコ憲章」が発効し、ユネスコ(UNESCO: 国連教育科学文化機関)が発足したのを記念して定められています。なお、日本は昭和26(1951)年7月2日に、ユネスコに加盟しました。</p>
	11日	世界平和記念日	<p>大正7(1918)年、ドイツとアメリカ合衆国が停戦協定に調印し、4年あまり続いた第1次世界大戦が終結したのを記念する日で、主戦場となったヨーロッパの各国では、この日が祝日となっている国もあります。</p>
		介護の日	<p>介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及びその家族などを支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、毎年この日を「介護の日」としています。また、広く福祉・介護サービスについての理解を深めるとともに、福祉人材の確保・定着を図る観点から、11月4日から17日を「福祉人材確保重点実施期間」と定めています。期間中は、厚生労働省、地方公共団体、関係団体などの協力により全国各地で様々な行事が開催されています。</p>
	16日	国際寛容デー (International Day for Tolerance)	<p>平成7(1995)年の11月、ユネスコ総会で「寛容原則宣言」と「国連寛容年のためのフォローアップ計画」が採択されたことから、平成8(1996)年12月の国連総会で、この日が定められました。人類にとって最も重要な徳の一つに世界の関心を向けることを目的に制定されたもので、「寛容」とは、人間の多様性に積極的かつ前向きに関わることであり、この多民族・多文化社会において、民主主義の根本原理のカギとなるものと述べられています。</p>
19日	国際男性デー (International Men's Day)	<p>男性に関する国際的なイベント等が開催されています。平成11(1999)年からトリニダード・トバゴでイベントが始まり、その記念日の設立とそれに関するイベントは、世界各地の様々な個人及びグループによって行われています。なお、この「国際男性デー」の目的には、コミュニティーや家族、結婚及び育児に関して、男性と男の子への差別に光をあて、その問題に取り組み、解決していくこと等が含まれています。</p>	

11月	20日	世界こどもの日 (Universal Children's Day)	昭和29(1954)年、国連総会は全ての加盟国に対し、「世界こどもの日」を定めて、これを子どもたちの世界的な友愛と相互理解の日に、また、世界の子どもたちの福祉を増進させる活動の日にあてるよう勧告しました。なお、具体的な日付の制定は、各国政府の判断に委ねられています。 多くの国では、11月20日と定めていますが、この日は、国連総会が昭和34(1959)年に「子どもの権利宣言」を、また、平成元(1989)年に「子どもの権利条約」を採択した日に由来しています。
	21日	世界あいさつの日	昭和48(1973)年に定められており、この日の由来は、冷戦真っ只中の当時、ネブラスカ州出身のアメリカ人のブライアン・マッコーマン、マイケル・マッコーマン両氏が、国際的な緊張の高まりに一石を投じるべく、 陽気なあいさつを込めた手紙を世界の津々浦々に発送 し、送り先の人に、誰でもよいから誰かほかの人にあいさつをしてくれるよう頼んだことに因んでいます。
	25日	女性に対する暴力撤廃の国際デー (International Day for the Elimination of Violence against Women)	国連総会は、この日を「女性に対する暴力撤廃の国際デー」と定め、各国政府や国連機関、NGOが、この週間に対する一般の意識を高めるための活動を行うよう促しています。 女性運動活動家たちは、昭和56(1981)年以来、11月25日を「暴力反対の日」としてきました。この日は、昭和36(1961)年にドミニカ共和国の支配者ラファエル・トルヒジョの命令で、政治活動家 ミラバル三姉妹が暗殺 されたことに由来しています。
	27日	更生保護記念日	昭和27(1952)年のこの日に、 更生保護大会 が開催されたことを記念して制定されました。 刑務所から出所してきた人たちに更生の道を開くことを目的に様々な行事が行われています。
	第3日曜日	家族の日	内閣府は、「新しい少子化対策について」(平成18(2006)年：「少子化社会対策会議」決定)等に基づいて、平成19(2007)年度から、第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」とすることを定めています。 これらの日や週間は、子どもを大切にし、子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会を実現するために、生命を次代に伝え育てていくことや、子育てを支える家族や地域の大切さについての理解を図ることを目的としています。
	4～17日	福祉人材確保重点実施期間	「介護の日」参照(11月11日)
	12～25日	女性に対する暴力をなくす運動	平成13(2001)年6月、内閣府男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から25日までの2週間に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することが決定されました。
	21～30日	最低賃金周知旬間	「最低賃金制度」は、「最低賃金法」に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならない制度です。最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があり、社会情勢の変化に応じてほぼ毎年改定されています。この制度を国民に広く知ってもらうため、労働省(現厚生労働省)が制定しました。
	11月25日～12月1日	犯罪被害者週間	「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が、「犯罪被害者週間」と定められています。 期間中は、集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、人々の理解を深めることを目的として、全国各地で「犯罪被害者週間」国民のつどい等の啓発行事などが行われています。
	第3日曜日の前後各1週間	家族の週間	「家族の日」参照(11月第3日曜日)
11月中で設定	全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間	全国の法務局・地方法務局では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置して、人権擁護委員や法務局職員が、女性に対する人権侵害に関する相談に応じています。 そうしたなか、「女性に対する暴力をなくす運動」と連動して、 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 を設け、この期間中は、平日の受付時間を延長するとともに、土・日曜日も開設して、相談に応じています。	

11月	月間	子供・若者育成支援 強調月間	<p>内閣府では、子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や、定着を図ることを目的として、毎年11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体及び関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施しています。</p> <p>なお、この名称については、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21（2009）年公布）に基づく大綱として、平成22（2010）年7月に「子ども・若者ビジョン」が策定されたことにより、同年11月から「子ども・若者育成支援強化月間」となったもので、以前は「全国青少年健全育成強調月間」として取組が行われていました。</p>
	月間	児童虐待防止推進月間	<p>厚生労働省では、「児童虐待防止法」が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、国はもちろん全国各地で集中的な広報・啓発活動を行っています。</p> <p>また、児童虐待防止に関しては、子どもへの虐待のない社会の実現を目指す市民運動、「オレンジリボン運動」も行われています。</p> <p>この運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとして、オレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持ってもらい、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。</p>
	月間	過労死等防止啓発月間	<p>平成26（2014）年「過労死等防止対策推進法」が制定され、その中で11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、国民が広く過労死等を防止することの重要性を自覚し、これに対する理解と関心を深めるための取組が行われています。</p>

12月						
1	2	3	4	5	6	7
世界エイズデー いのちの日	奴隷制度廃止国際デー	国際障害者デー		経済・社会開発のための国際ボランティア・デー		
8	9	10	11	12	13	14
		世界人権デー	ユニセフ創立記念日			
15	16	17	18	19	20	21
			国際移民デー			
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	○障害者週間（3～9日） ○人権週間（4～10日） ○北朝鮮人権侵害問題啓発週間（10～16日）			

12月	1日	世界エイズデー (World AIDS Day)	<p>世界保健機構（WHO）は、昭和63（1988）年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、この日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。</p> <p>なお、平成8（1996）年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっています。</p>
		いのちの日	<p>厚生労働省が、平成13（2001）年に自殺予防の取組の一環として制定しました。「日本いのちの電話連盟」により、この日から1週間、誰にも相談できず一人で悩んでいる人のため、無料の電話相談「いのちの電話」が設けられます。なお、この「いのちの電話」は、毎月10日にも相談の受付を行っています。</p> <p>（「いのちの電話フリーダイヤルの日」参照（毎月10日）（1月を参照）</p>
	2日	奴隷制度廃止国際デー (International Day for the Abolition of Slavery)	<p>昭和24(1949)年に国連総会において、「人身売買および他者の搾取の禁止に関する条約」が採択されたことを記念して定められています。</p>
	3日	国際障害者デー (International Day of Disabled Persons)	<p>平成4（1992）年、「国連障害者の10年」（昭和58（1983）年～平成4（1992）年）の終結に際して、国連総会は12月3日を「国際障害者デー」と宣言しました。この時の国連総会では、「国連障害者の10年」の成果をうけ、さらに加盟国に対し、障害のある人々の社会参加を一層促進させるため、この国際デーに重点をおくよう呼びかけを行っています。</p> <p>なお、この日としたのは、昭和57（1982）年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日に因んでいます。</p>
	5日	経済・社会開発のための国際ボランティア・デー (International Volunteer Day)	<p>昭和60（1985）年の国連総会において、毎年この日を「国際ボランティア・デー」として守るよう決議されました。</p> <p>この日は、世界中の経済と社会開発の推進のため、ボランティア活動の貢献に対する認識を高め、社会のあらゆる層からより多くの人々が、国内外においてボランティア活動に参加できる機運を高める日となっています。</p>
	10日	世界人権デー (Human Rights Day)	<p>昭和25（1950）年、国連総会は、全ての国家と関係機関がこの日を「人権デー」として記念するよう定めました。</p> <p>なお、この日は、昭和23（1948）年に、国連総会が「世界人権宣言」を採択した日に由来しています。</p>
	11日	ユニセフ創立記念日	<p>昭和21（1946）年のこの日、ユニセフ（UNICEF：国連児童基金）の前身である「国連国際児童緊急基金」が、第二次大戦で被災した子どもたちの緊急援助を目的として、創立されたことを記念して定められました。</p> <p>「国連国際児童緊急基金」は、その後、活動の重点を開発途上国の子どもたちを対象とした社会開発に移し、「国連児童基金」（United Nations Children's Fund）と改称されました。そのため、本来は、「UNCF」になるはずでしたが、「UNICEF」の略称は、世界中の人々に親しまれていたため、そのまま現在まで引き継がれています。</p>

12 月	18日	国際移民デー (International Migrants Day)	<p>「国連経済社会理事会」の勧告を受けて、平成12(2000)年の国連総会において、この日を「国際移民デー」とすることが宣言されました。</p> <p>また、国連総会では、全ての移民の人権と基本的自由の尊重を保障する、より一層の努力が必要となることが強調されました。</p> <p>なお、12月8日としたのは、平成2(1990)年のこの日に、「すべての移民労働者とその家族の人権保護に関する国際条約」が採択されたことに由来しています。</p>
	3～9日	障害者週間	<p>昭和57(1982)年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、昭和50(1975)年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、平成16(2004)年の「障害者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。</p> <p>なお、県ではこの「障害者週間」の期間中に県民の集いを開催し、各種イベント等を通じて障害のある人とない人の交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る取組として、「障害者週間の集い」を毎年、実施しています。</p>
	4～10日	人権週間	<p>昭和23(1948)年に国連総会で「世界人権宣言」が採択された12月10日の「世界人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、日本では、昭和24(1949)年から関係機関や団体等が協力して、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。</p> <p>なお、県では、この「人権週間」の期間中に広く県民の方々に参加できる「じんけんふれあいフェスタ」を毎年、開催しています。</p>
	10～16日	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	<p>北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18(2006)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年この期間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められました。</p>

人権に関する相談窓口一覧表

人権全般・同和問題

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
人権全般に関すること 同和問題に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始(12月29日 ～1月3日)、祝日を除く)	0570-003-110 (ナビダイヤル)
	高知県文化生活スポーツ部人権課		088-823-9804
	高知県教育委員会事務局 人権教育課		088-821-4932
	(公財)高知県人権啓発センター		088-821-4681

女性

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
女性が抱える様々な問題や配偶者などからの暴力に関すること	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	電話相談 平日 9:00～22:00 (17:15～18:00は除く) 土日祝日 9:00～20:00 (12:00～12:50、 17:30～17:40は除く) ※年末年始を除く 来所相談 平日(要予約) 9:00～17:15 (受付は16:30まで) 法律相談 毎月第2水曜日(要予約) 14:00～16:00	088-833-0783
女性の様々な悩みや、日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	毎日 9:00～12:00、 13:00～17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)	088-873-9555
男性の悩みや、不安、ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	毎月 第1・3火曜日、第4水曜日 (要予約) 18:00～20:00	088-873-9100
職場におけるセクシュアル・ハラスメント、育児・介護休業等に関すること	高知労働局雇用環境・均等室	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-885-6041
性犯罪被害、DV被害、ストーカー被害、被害者支援などに関する相談	高知県警察本部警務部県民支援相談課 女性被害相談電話 「レディースダイヤル110番」	24時間受付	088-873-0110
女性の人権侵害に関する相談	女性の人権ホットライン	平日 8:30～17:15 (時間外・土・日祝日等は 留守番電話で受付)	0570-070-810 (ナビダイヤル)

子ども

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
いじめや不登校、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	電話相談 月～金 9:00～17:00 (祝日、休日、年末年始を除く)	088-866-0901 ※上記電話番号は 2020年9月頃変更の 予定です。
		来所相談 (電話予約が必要) 月～金、第2土曜日(8月を除く) 9:00～17:00 (祝日、休日、年末年始を除く)	
		Eメール相談 kodomo24@kochinet.ed.jp 返信 月～金 9:00～17:00 (祝日、休日、年末年始を除く)	0120-0-78310
		24時間子どもSOSダイヤル(無料)	
親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談	高知弁護士会 「子どもの権利110番」	月～金 9:00～17:00(受付時間) (年末年始、祝日を除く、 12:00～13:00を除く)	088-872-0324(代表)

子ども

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などに関すること	高知県中央児童相談所	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く) 通告については24時間対応	088-821-6700
	高知県幡多児童相談所		0880-37-3159
子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待などに関する相談	子どもと家庭の110番	9:00～18:00 (年末年始を除く)	088-872-0099
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	子どもの人権110番	月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	少年サポートセンター「ヤングテレホン」	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	088-825-0110 088-822-0809

高齢者

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
高齢者福祉全般についての相談	高齢者総合相談 (高知県高齢者・障害者権利擁護センター)	一般相談 月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く) 法律相談 (予約制) 毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)	088-875-0110
認知症についての相談	認知症コールセンター (公社)認知症の人と家族の会 高知県支部	月～金 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	088-821-2818
地域の高齢者や家族から介護、保健、医療、福祉等に関する様々な相談	市町村の 地域包括支援センター	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	(各市町村にお問い合わせください。)

障害者

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
認知症の人や知的・精神障害のある人など、自己決定能力に支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福)高知県社会福祉協議会	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-844-9019
障害のある人やその家族が抱える権利擁護などの問題に関すること	高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-850-7770
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関すること	高知県精神保健福祉センター 「心のテレ相談」	月～金 13:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)	088-823-0600
	高知県地域福祉部障害保健支援課	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9669
	【県内各福祉保健所】 安芸福祉保健所 (健康障害課 直通) 中央東福祉保健所 (健康障害課 直通) 中央西福祉保健所 (健康障害課 直通) 須崎福祉保健所 (健康障害課 直通) 幡多福祉保健所 (健康障害課 直通)		0887-34-3177 0887-53-3173 0889-22-1249 0889-42-1875 0880-34-5124
	高知市保健所健康増進課		088-803-8005
	高知市福祉事務所障がい福祉課		088-823-9378

参考資料：人権に関する相談窓口一覧表

HIV感染者等

相談内容	機関名	相談時間	電話番号	
エイズ患者・HIV感染者・その他感染症に関すること	高知県健康政策部健康対策課 (感染症担当)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9677	
	【県内各福祉保健所】 安芸福祉保健所 (健康障害課 直通) 中央東福祉保健所 (健康障害課 直通) 中央西福祉保健所 (健康障害課 直通) 須崎福祉保健所 (健康障害課 直通) 幡多福祉保健所 (健康障害課 直通)		0887-34-3177 0887-52-4594 0889-22-1247 0889-42-1875 0880-34-5120	
	高知市保健所地域保健課		088-822-0577	
エイズに関すること	【高知県エイズ治療拠点病院】 高知大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構高知病院 高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター 高知県立あき総合病院 高知県立幡多けんみん病院	月～金 10:00～13:00 14:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	088-866-5811 088-844-3111 088-837-3000	
	エイズ予防財団		0120-177-812 携帯電話からは 03-5259-1815	
	HIVと人権・情報センター東京支部		月～金 9:00～21:00 土日祝日 14:00～17:00	03-3292-9090
	HIVと人権・情報センター中部支部		水曜日 19:00～21:00	052-831-2228
	HIVと人権・情報センター関西支部		金曜日 18:00～20:00	06-4708-3137
ハンセン病に関すること	高知県健康政策部健康対策課 (難病担当)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9678	

外国人

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
外国人の人権・生活相談	(公財)高知県国際交流協会	月～金 8:30～17:00 (祝日、休日、年末年始は 除く) 予約制	088-875-0022
外国語による人権相談	法務省人権擁護局 「外国語人権相談ダイヤル」	平日 9:00～17:00 (対応言語：英語、中国語、 韓国語、フィリピン語、 ポルトガル語、ベトナム語)	0570-090-911 (ナビダイヤル)

犯罪被害者等

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
犯罪被害に関する事	認定 NPO 法人こうち被害者支援センター	月～金 10:00～16:00 (年末年始、土日祝日を除く)	088-854-7867
	高知地方検察庁 「被害者ホットライン」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-872-9190
	性暴力被害者サポートセンターこうち (コーラルコール)	月～土 10:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	080-9833-3500
	高知県警察本部警務部県民支援 相談課被害者支援室 「犯罪被害者ホットライン」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-871-3110
	日本司法支援センター法テラス 「犯罪被害者支援ダイヤル」	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (日曜祝日・年末年始を除く)	0570-079714 (ナビダイヤル)
	市町村の犯罪被害者等に対する 総合的対応窓口	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	(各市町村にお問い合わせください。)

インターネットによる人権侵害

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
インターネットによる 人権侵害に関する事	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権 110 番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110 (ナビダイヤル)
	高知県文化生活スポーツ部人権課		088-823-9804
	高知県教育委員会事務局人権教育課		088-821-4932
	(公財)高知県人権啓発センター		088-821-4681

災害と人権

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
災害時の人権への配慮 に関する研修などにつ いて	高知県教育委員会事務局人権教育課	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4932
	(公財)高知県人権啓発センター		088-821-4681

性的指向・性自認

相談内容	機関名	相談時間	電話番号
性的指向や性自認を理 由とする様々な悩みや、 日常生活のなかで直面 する問題、不安や心配ご とに関する事	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	毎日 9:00～12:00、 13:00～17:00 (第2水曜日・祝日・年末年 始を除く)	088-873-9555
性的指向や性自認を理 由とする職場における ハラスメント等に関する 事	高知労働局雇用環境・均等室	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-885-6041

高知県人権施策基本方針

－ 第2次改定版 －

平成31年3月

発行 高知県文化生活的スポーツ部人権課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL 088-823-9804・9805
FAX 088-823-9058
E-mail 141101@ken.pref.kochi.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141101/>